

地域包括支援センター運営状況調査結果(令和2年度実績)

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
1-1. 組織・運営体制								
(1)事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(令和2年度実績)								
Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。							
	1. はい							
	2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない	1	1	1	1	1	1	1
	3. 示された方針の内容を理解できなかった							
	4. 市町村から方針が示されていない							
Q11-1	【Q11で「はい」の場合のみ】 令和2年度の事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. 設置されているが、出席しないことがある							
	3. 定期的な連絡会合が設置されていない							
(2)担当圏域の現状・ニーズに応じた取組を行っていますか。								
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1の1～7のうち、3つ以上提供を受けていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点目標を設定していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(3)職員の確保・育成を図っていますか。								
Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置していますか。(令和3年4月末時点)	1	1	1	1	2	1	2
	1. 3職種とも、「準ずる者」を除いた状態で必要数を配置できている							
	2. いいえ							
Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施していますか。	1	2	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
(4)利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。(令和2年度実績)								
Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。 1. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、周知している 2. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない 3. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置していない	1	1	1	1	1	1	1
Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。 1. 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、周知している 2. 平日以外の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない 3. 平日以外の窓口(連絡先)を設置していない	1	1	1	1	1	1	1
Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
1-2. 個人情報の保護(令和2年度実績)								
(1)個人情報保護を徹底していますか。								
Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備していますか。 1. 方針に従って、整備している 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q24	個人情報の保護に関する責任者(常勤)を配置していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
1-3. 利用者満足の向上(令和2年度実績)								
(1)利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制を整備していますか。								
Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)安心して相談できるよう、プライバシーの確保を図っていますか。								
Q28	相談者のプライバシーの確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-1. 総合相談支援(令和2年度実績)								
(1)地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。								
Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
(2)相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。								
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q32	前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q33	前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
(3)総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。								
Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
2-2. 権利擁護(令和2年度実績)								
(1)成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。								
Q36	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
(2)高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。								
Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
(3)消費者被害の防止の取組を行っていますか。								
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。	1	1	1	1	2	2	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
2-3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援(令和2年度実績)								
(1)介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。								
Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の開催計画(令和2年度分)を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。	1	1	1	1	2	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けていますか。	1	2	1	1	1	2	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)介護支援専門員に対して効果的な相談対応を行っていますか。								
Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。(経年的とは概ね3年程度)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
2-4. 地域ケア会議(令和2年度実績)								
(1)個別課題や地域課題の解決のために、関係者との連携の下で地域ケア会議を開催していますか。								
Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されていますか。(令和3年4月末時点)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q50	センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q51	センターの主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)個別事例や地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。								
Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重症化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。	2	1	1	1	1	1	2
	1. はい							
	2. いいえ							
Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援(令和2年度実績)								
(1)自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。								
Q58	自立支援・重症化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。	1	1	2	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。								
Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
3-1. 在宅医療・介護連携(令和2年度実績)								
(1)在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。								
Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会に参加していますか。	1	2	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
3-2. 認知症高齢者支援(令和2年度実績)								
(1)認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。								
Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。	1	1	2	2	2	2	2
	1. はい							
	2. いいえ							
3-3. 生活支援体制整備(令和2年度実績)								
(1)生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。								
Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。	2	2	2	2	2	2	2
	1. はい							
	2. いいえ							

地域包括支援センター運営状況調査結果（令和2年度実績）

○運営状況調査

- ・本調査は、国が示した全国統一の評価指標により行っている。

○調査結果

- ・表中の結果欄にある「1」は評価指標達成、「2」は評価指標未達成を示している。
- ・項目1-1の組織・運営体制、1-2の個人情報保護、1-3の利用者満足の上の指標では、7か所中4か所が達成度（指標の数に対する達成の数）100%、他の3か所も90%を超える達成度となっている。
- ・2-1の総合相談支援の指標では、全センターが100%の達成度となっている。
- ・2-2の権利擁護の指標では、7か所中5か所が100%、2か所が80%の達成度となっている。未達成の理由は、評価指標Q40「消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上対応しているか」に対して、これに該当する相談事例がなく、「いいえ」と回答したためである。
- ・2-3の包括的・継続的ケアマネジメント支援の指標では、7か所中4か所が100%、3か所が80%を超える達成度となっている。未達成理由の中には、評価指標Q45「担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか」に対して、企画はしていたが新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催できなかったというセンターもあった。
- ・2-4の地域ケア会議の指標では、7か所中5か所が100%、2か所が約90%の達成度となっている。
- ・2-5の介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の指標では、7か所中6か所が100%、1か所が80%の達成度となっている。
- ・3-1の在宅医療・介護連携から3-3の生活支援体制整備までの指標では、評価指標Q66「認知症初期集中支援チーム（※1）と訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか」に対して、7か所中5か所が未達成となっている。この理由は、認知症初期集中支援チームに訪問依頼を要する対象者がおらず、「いいえ」と回答したためである。また、評価指標のQ67「生活支援コーディネーター（※2）・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか」に対して、全センターが未達成となっているが、この理由は、当市で令和2年度まで第二層生活支援コーディネーター・協議体を設置しておらず、全センターが「いいえ」との回答になったためである。

（令和3年度に第二層生活支援コーディネーターを設置済み。）

○未達成項目への対応

- ・未達成項目については、調査時に達成できなかった理由を確認し、改善に向けての指導を行っている。

※1) 認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を支援する医療・介護・福祉の専門職によるチームで、家庭を訪問して、心配ごとや困りごとなどのお話を伺い、適切な医療やサービスが受けられるように最長6か月を目安に支援を行う。当市では、第三地域包括支援センターに当チームを設置しており、市全域を対象に活動している。

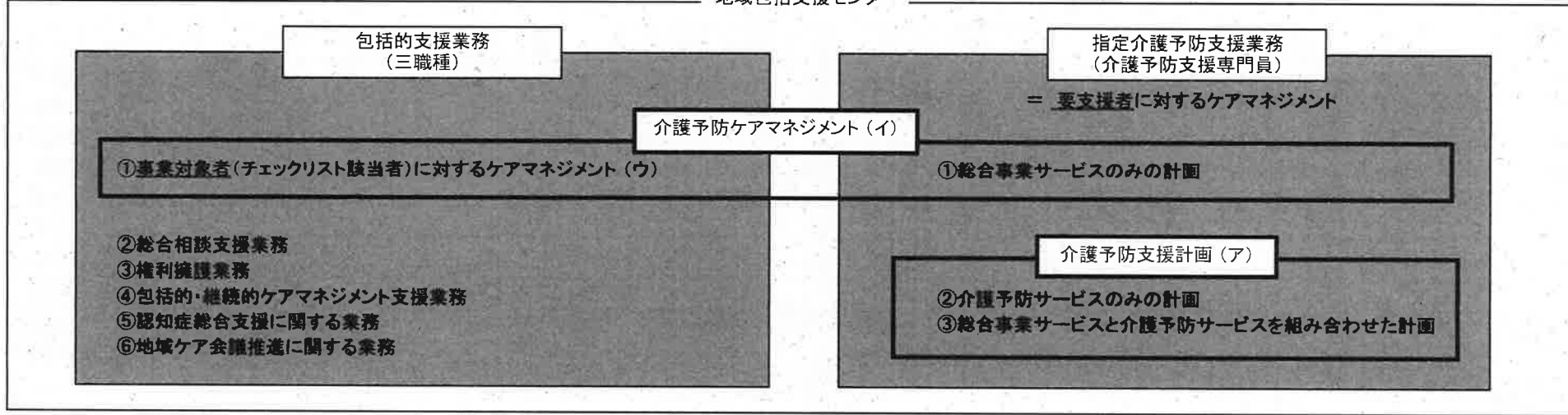
※2) 生活支援コーディネーターとは、地域において高齢者の生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者である。第二層生活支援コーディネーターは日常生活圏域（中学校区域）毎に設置されるもので、当市においては、令和3年8月に7圏域に1か所ずつ設置している。

令和3年度上半期介護予防ケアマネジメント実績

資料2-1

地域包括支援センター業務概略図

地域包括支援センター



1. ケアマネジメントの実績

ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	115	(22)	13	117	(22)	13	112	(22)	14	115	(22)	13	116	(23)	13	113	(23)	12	688	(134)
第二	113	(17)	11	116	(17)	11	109	(17)	12	111	(18)	13	115	(20)	12	116	(19)	14	680	(108)
第三	166	(35)	20	165	(34)	21	165	(35)	20	166	(35)	19	175	(37)	21	168	(34)	21	1,005	(210)
東部	83	(52)	23	82	(54)	23	88	(56)	24	95	(62)	28	99	(67)	27	98	(64)	27	545	(355)
西部	62	(6)	3	69	(7)	3	74	(9)	3	76	(9)	3	74	(9)	3	75	(10)	3	430	(50)
南部	147	(42)	16	149	(41)	18	144	(39)	18	131	(34)	17	133	(35)	18	133	(29)	15	837	(220)
北部	89	(16)	8	92	(16)	8	89	(15)	8	88	(15)	8	85	(15)	8	87	(15)	8	530	(92)
合計	775	(190)		790	(191)		781	(193)		782	(195)		797	(206)		790	(194)		4,715	(1,169)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	375	(48)	12	356	(48)	13	345	(47)	13	369	(49)	14	364	(49)	14	371	(51)	15	2,180	(292)
第二	228	(19)	13	219	(18)	14	221	(19)	12	220	(17)	11	215	(16)	7	216	(16)	11	1,319	(105)
第三	456	(51)	21	449	(50)	20	439	(44)	20	451	(50)	22	438	(49)	21	435	(47)	19	2,668	(291)
東部	223	(82)	24	226	(81)	22	230	(85)	25	237	(94)	26	243	(95)	26	259	(108)	25	1,418	(545)
西部	155	(7)	4	149	(7)	5	161	(8)	3	159	(10)	4	162	(9)	3	160	(11)	3	946	(52)
南部	393	(52)	18	371	(51)	17	356	(47)	16	358	(42)	17	342	(40)	17	333	(37)	16	2,153	(269)
北部	202	(19)	10	180	(18)	10	184	(19)	10	185	(18)	10	187	(20)	10	181	(17)	10	1,119	(111)
合計	2032	(278)		1950	(273)		1936	(269)		1979	(280)		1951	(278)		1955	(287)		11,803	(1,665)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位:件)(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)			三職種1人当たりの担当件数(件/月)
	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	
第一	187	(0)	(19)	176	(0)	(5)	163	(0)	(2)	174	(0)	(7)	174	(0)	(3)	181	(0)	(6)	1,055	(0)	(42)	35.2
第二	92	(0)	(2)	93	(0)	(3)	93	(0)	(3)	92	(0)	(0)	93	(0)	(2)	92	(0)	(1)	555	(0)	(11)	23.1
第三	203	(4)	(18)	205	(4)	(11)	200	(3)	(7)	204	(5)	(7)	195	(4)	(3)	202	(4)	(10)	1,209	(24)	(56)	28.8
東部	109	(1)	(16)	113	(1)	(6)	114	(2)	(7)	110	(2)	(2)	111	(1)	(5)	112	(2)	(2)	669	(9)	(38)	18.6
西部	55	(0)	(5)	51	(0)	(1)	54	(0)	(3)	53	(0)	(2)	55	(0)	(3)	49	(0)	(2)	317	(0)	(16)	13.2
南部	178	(3)	(10)	171	(3)	(5)	162	(3)	(7)	167	(3)	(5)	160	(4)	(4)	160	(2)	(8)	998	(18)	(39)	23.8
北部	99	(0)	(0)	83	(0)	(0)	83	(0)	(3)	85	(0)	(0)	84	(0)	(1)	78	(0)	(0)	512	(0)	(4)	21.3
合計	923	(8)	(70)	892	(8)	(31)	869	(8)	(32)	885	(10)	(23)	872	(9)	(21)	874	(8)	(29)	5,315	(51)	(206)	23.9

2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

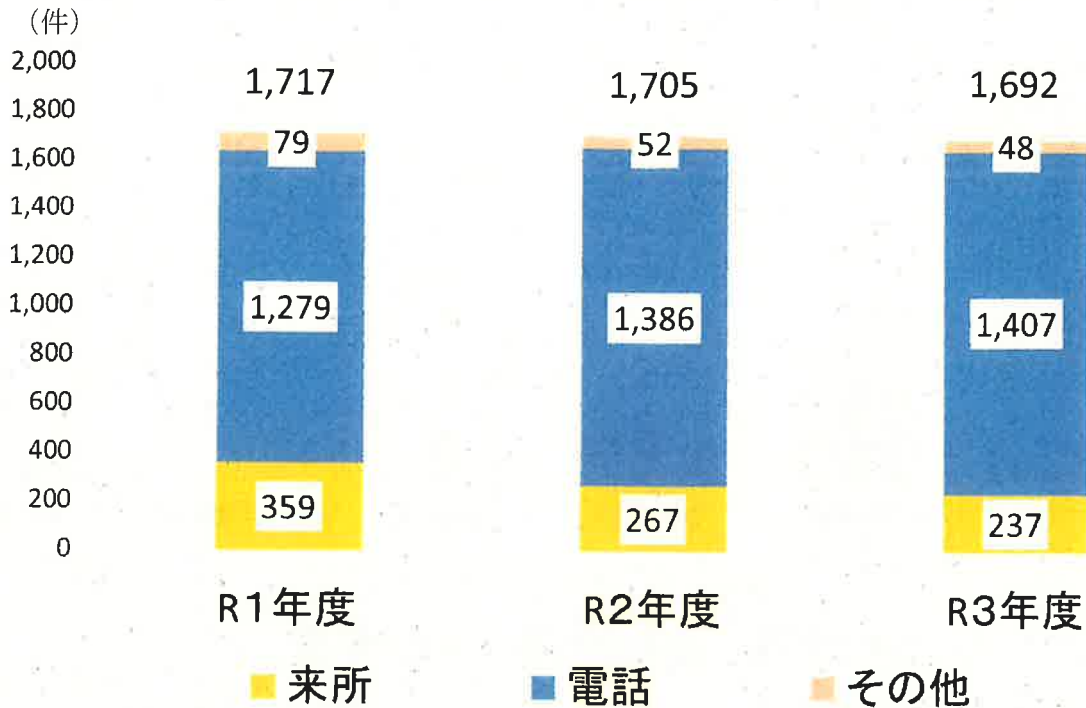
下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
第一	25/137 18.2%	71/348 20.4%	24/130 18.5%	63/328 19.2%	23/135 17.0%	53/313 16.9%	24/143 16.8%	60/332 18.1%	23/139 16.5%	63/327 19.3%	22/136 16.2%	67/336 19.9%
(津軽保健生活協同組合)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第二	19/86 22.1%	38/192 19.8%	18/85 21.2%	36/186 19.4%	18/82 22.0%	32/181 17.7%	18/81 22.2%	31/180 17.2%	18/83 21.7%	33/176 18.8%	18/81 22.2%	34/181 18.8%
(弘前豊徳会)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第三	33/242 13.6%	51/352 14.5%	33/244 13.5%	47/382 12.3%	34/243 14.0%	45/354 12.7%	33/240 13.8%	46/385 11.9%	35/245 14.3%	44/376 11.7%	33/231 14.3%	52/382 13.6%
(愛成会)	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(株) アキザのグループ	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会
東部	17/65 26.2%	29/211 13.7%	15/63 23.8%	27/213 12.7%	16/65 24.6%	28/222 12.6%	16/69 23.2%	27/226 11.9%	16/67 23.9%	26/226 11.5%	18/73 24.7%	27/242 11.2%
(一葉会)	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会
西部	12/21 57.1%	68/167 40.7%	13/22 59.1%	65/164 39.6%	15/25 60.0%	70/170 41.2%	15/24 62.5%	72/176 40.9%	16/27 59.3%	74/175 42.3%	16/28 57.1%	73/172 42.4%
(嶽陽会)	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会
南部	28/128 21.9%	45/362 12.4%	26/125 20.8%	44/350 12.6%	27/123 22.0%	42/328 12.8%	24/121 19.8%	41/326 12.6%	24/118 20.3%	42/310 13.5%	25/108 23.1%	42/308 13.6%
(博陽会)	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会
北部	5/24 20.8%	58/214 27.1%	5/24 20.8%	55/191 28.8%	4/24 16.7%	55/195 28.2%	5/24 20.8%	54/200 27.0%	5/25 20.0%	54/202 26.7%	6/26 23.1%	51/198 25.8%
(七峰会)	(社) 津軽富士見会	(社) つがる三和会	(社) 津軽富士見会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(社) つがる三和会	(有) ノーブルの里	(社) つがる三和会

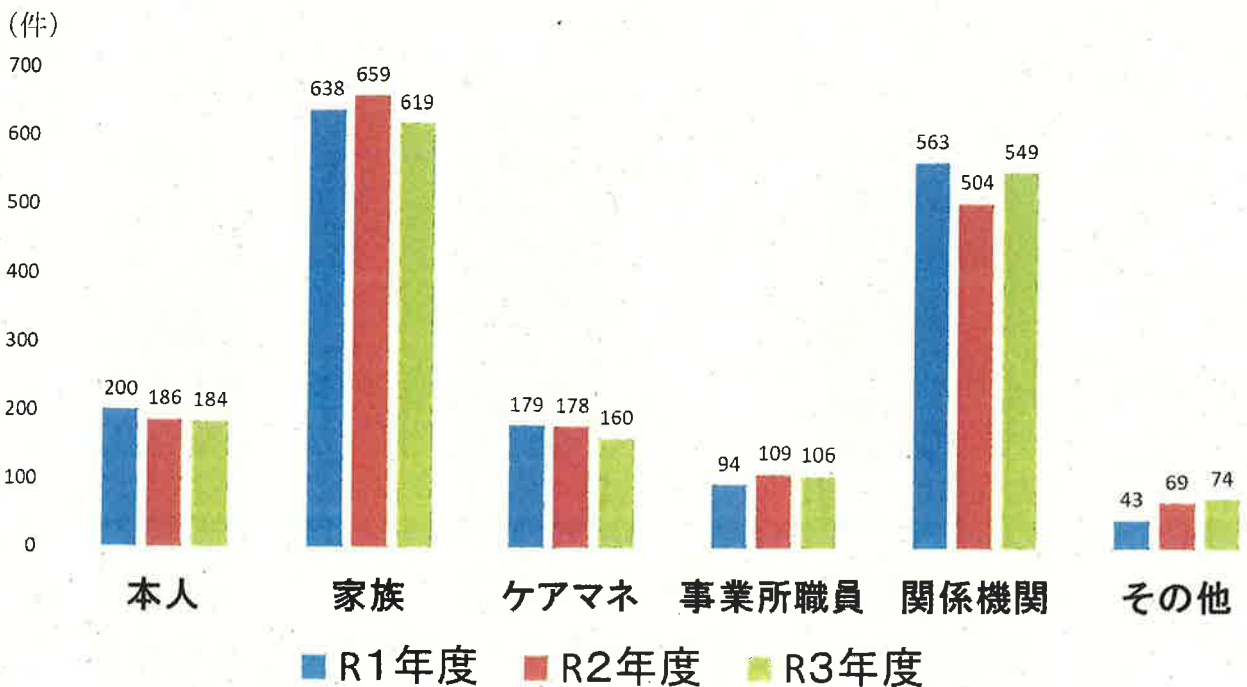
※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

令和3年度上半期包括的支援事業実績

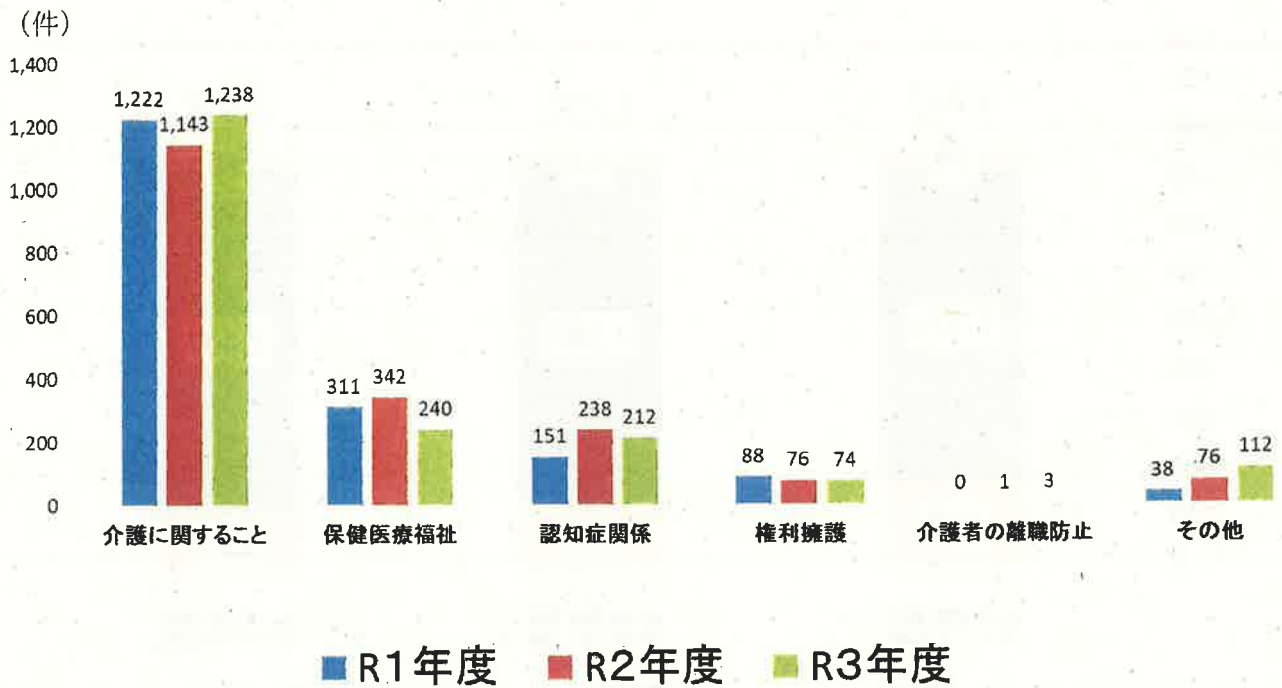
グラフ1 相談件数の推移【包括全体】件数は延べ件数



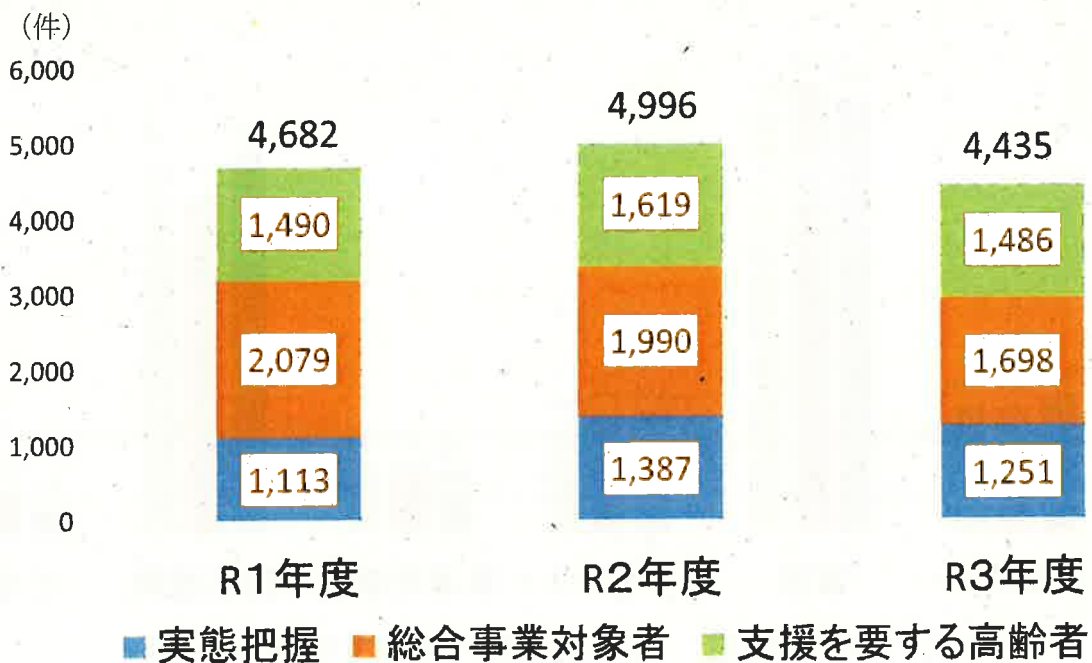
グラフ2 相談者別件数の推移【包括全体】



グラフ3 相談内容別件数の推移【包括全体】



グラフ4 訪問件数の推移【包括全体】



令和3年度上半期包括的支援事業実績

○グラフ1 相談件数の推移

- ・令和3年度の総件数は1,692件で、3年間の推移を見ると大きな変動は見られない。来所、電話の別では、来所が減少し電話が増加している。これは、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、対面での相談受付を制限したためである。「その他」は、会議や訪問に出た際に関係者から相談を受けた場合などである。

○グラフ2 相談者別件数の推移

- ・3年間の推移をみると、大きな変動は見られない。「関係機関」とは、病院、歯科医院、薬局、民生委員、町会長、行政、社協などである。

○グラフ3 相談内容別件数の推移

- ・国が統計をとっている相談項目が変更となり、令和3年度から計上の仕方を変更している。グラフでは、3年間の推移を比較するため、便宜上、変更のあった項目を全て「介護に関すること」に集約して合算の数値で示している。
 - ⇒資料2-2の7ページの表にある「介護に関すること（介護保険に関することを含む）」、「介護予防・生活支援サービスに関すること」、「介護の方法、介護用品、介護機器」、「介護保険制度」の相談件数を合算し、「介護に関すること」としてグラフに表示している。
- ・3年間の推移を見ると、「認知症関係」の相談が令和2年度に大幅に増加し、令和3年度も200件を超えている。これは、認知症の相談先として地域包括支援センターが認知されてきた結果であると思われる。
- ・令和3年度で「その他」に分類されたものとしては、「近所トラブル」「漏水」「通帳の紛失」「施設利用料未納」「自己破産」「賃貸アパートの契約」「猫屋敷」などがある。

○グラフ4 訪問件数の推移

- ・令和3年度の「総合事業対象者（※1）」の訪問件数が、令和2年度と比較して減少しているが、これは、総合事業対象者は比較的元気な方が多く、介護サービスの利用計画期間を最長12か月で作成できること、その間の状況確認を電話等で実施しても良いとしているため、訪問の実績が少なくなっていると思われる。
- ・「実態把握」の訪問は対象者一人につき1回、「支援を要する高齢者」の訪問は対象者一人につき平均2～3回となっている。ただ、処遇困難事例の場合には訪問回数が大幅に増え、処遇困難事例をどれだけ抱えているかによって訪問延べ件数が変動するという状況がある。

※1) 総合事業対象者とは、基本チェックリストを実施した結果、支援や介護が必要となる可能性が高いと判定された人である。対象となった人には、地域包括支援センターがケアプランを作成し、サービス利用の支援を行う。サービス利用開始後、介護サービス利用期間に応じて訪問又は電話等で状況確認を行うモニタリングを実施している。

令和3年度上半期包括的支援事業実績(詳細)

【相談件数】

()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R3.9.30現在	高齢者数 R3.9.30現在	65歳以上 単身世帯数 R3.9.30現在	来所		電話		その他		R3年度上半期計		R2年度上半期計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,262	8,186	2,784	66 (25)	78 (35)	182 (58)	198 (66)	6 (2)	7 (2)	254 (85)	283 (103)	257 (71)	310 (93)
第二	19,085	6,575	2,107	22 (4)	22 (4)	132 (44)	138 (47)	1 (1)	1 (1)	155 (49)	161 (52)	142 (42)	149 (46)
第三	30,941	10,326	4,081	13 (6)	14 (7)	344 (148)	360 (154)	12 (5)	12 (5)	369 (159)	386 (166)	300 (140)	312 (148)
東部	33,247	8,777	2,782	29 (7)	34 (7)	188 (53)	232 (66)	6 (3)	6 (3)	223 (63)	272 (76)	230 (78)	285 (98)
西部	14,880	5,321	1,432	33 (3)	45 (6)	109 (31)	131 (38)	8 (2)	8 (2)	150 (36)	184 (46)	119 (28)	154 (40)
南部	29,157	10,297	3,290	18 (4)	19 (4)	199 (69)	212 (79)	9 (3)	9 (3)	226 (76)	240 (86)	295 (85)	310 (93)
北部	13,241	5,135	1,414	21 (6)	25 (9)	112 (38)	136 (50)	5 (2)	5 (2)	138 (46)	166 (61)	159 (38)	185 (47)
合計	166,813	54,617	17,890	202 (55)	237 (72)	1,266 (441)	1,407 (500)	47 (18)	48 (18)	1,515 (514)	1,692 (590)	1,502 (482)	1,705 (565)
延べ数の構成比(%)					14.0%		83.2%		2.8%		100%		

4

【相談者の区分】

()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R3年度上半期計		R2年度上半期計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	35 (18)	41 (22)	93 (24)	102 (29)	20 (2)	23 (5)	15 (3)	16 (3)	85 (35)	95 (41)	6 (3)	6 (3)	254 (85)	283 (103)	257 (71)	310 (93)
第二	10 (3)	11 (4)	57 (12)	59 (13)	15 (5)	17 (6)	10 (2)	11 (2)	60 (26)	60 (26)	3 (1)	3 (1)	155 (49)	161 (52)	142 (42)	149 (46)
第三	45 (23)	47 (25)	109 (36)	116 (38)	39 (19)	41 (19)	31 (16)	31 (16)	129 (56)	133 (57)	16 (9)	18 (11)	369 (159)	386 (166)	300 (140)	312 (148)
東部	25 (12)	32 (15)	85 (14)	105 (19)	16 (3)	19 (3)	24 (8)	24 (8)	60 (23)	77 (28)	13 (3)	15 (3)	223 (63)	272 (76)	230 (78)	285 (98)
西部	8 (3)	10 (4)	67 (7)	79 (8)	22 (9)	26 (12)	6 (1)	8 (1)	39 (13)	49 (17)	8 (3)	12 (4)	150 (36)	184 (46)	119 (28)	154 (40)
南部	27 (13)	27 (13)	97 (17)	101 (17)	14 (4)	16 (6)	8 (3)	8 (3)	74 (35)	80 (41)	6 (4)	8 (6)	226 (76)	240 (86)	295 (85)	310 (93)
北部	11 (7)	16 (12)	52 (7)	57 (9)	15 (3)	18 (4)	8 (4)	8 (4)	42 (19)	55 (24)	10 (6)	12 (8)	138 (46)	166 (61)	159 (38)	185 (47)
合計	161 (79)	184 (95)	560 (117)	619 (133)	141 (45)	160 (55)	102 (37)	106 (37)	489 (207)	549 (234)	62 (29)	74 (36)	1,515 (514)	1,692 (590)	1,502 (482)	1,705 (565)
延べ数の構成比(%)		10.9%		36.6%		9.5%		6.3%		32.4%		4.4%		100%		

【相談内容】(延べ数) ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関すること(介護保険に関することを含む)	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療	保健福祉	認知症関係	権利擁護					介護者の離職防止	その他	R3年度上半期計	R2年度上半期計
						高齢者虐待	成年後見制度	措置支援	困難事例対応	消費者被害				
第一	184 (58)	38 (13)	17 (6)	13 (9)	26 (11)	2 (0)	8 (5)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (5)	300 (108)	404 (117)
第二	102 (26)	21 (5)	3 (2)	13 (6)	29 (14)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)	178 (59)	160 (48)
第三	219 (83)	75 (34)	21 (12)	63 (33)	49 (20)	13 (1)	7 (6)	0 (0)	12 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	459 (195)	347 (161)
東部	149 (36)	44 (11)	30 (13)	18 (6)	38 (9)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	17 (8)	305 (83)	290 (101)
西部	84 (14)	37 (8)	30 (7)	11 (3)	33 (6)	1 (0)	5 (4)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	16 (6)	222 (50)	176 (41)
南部	152 (40)	32 (13)	1 (1)	4 (2)	20 (8)	3 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (20)	240 (86)	310 (93)
北部	90 (22)	11 (3)	11 (1)	5 (4)	17 (10)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (0)	37 (22)	175 (63)	189 (48)
合計	980 (279)	258 (87)	113 (42)	127 (63)	212 (78)	24 (1)	30 (19)	0 (0)	19 (9)	1 (1)	3 (0)	112 (65)	1,879 (644)	1,876 (609)
構成比(%)	52.2%	13.7%	6.0%	6.8%	11.3%	1.3%	1.6%	0.0%	1.0%	0.1%	0.2%	6.0%	100%	

5

【訪問件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R3.9.30現在	高齢者数 R3.9.30現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R3年度上半期合計		R2年度上半期計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,262	8,186	178 (58)	178 (58)	104 (39)	194 (76)	31 (12)	143 (87)	313 (109)	515 (221)	291 (93)	489 (156)
第二	19,085	6,575	138 (30)	138 (30)	81 (32)	125 (43)	71 (23)	129 (39)	290 (85)	392 (112)	331 (94)	491 (151)
第三	30,941	10,326	90 (41)	90 (41)	200 (107)	543 (311)	153 (67)	514 (297)	443 (215)	1,147 (649)	427 (208)	1346 (749)
東部	33,247	8,777	111 (27)	111 (27)	99 (30)	198 (64)	98 (20)	203 (52)	308 (77)	512 (143)	296 (92)	499 (173)
西部	14,880	5,321	364 (59)	368 (59)	68 (19)	137 (31)	50 (18)	99 (44)	482 (96)	604 (134)	374 (60)	441 (82)
南部	29,157	10,297	169 (73)	169 (73)	172 (91)	366 (214)	183 (70)	327 (148)	524 (234)	862 (435)	813 (258)	1221 (467)
北部	13,241	5,135	197 (49)	197 (49)	101 (27)	135 (39)	33 (10)	71 (40)	331 (86)	403 (128)	357 (82)	509 (136)
合計	166,813	54,617	1,247 (337)	1,251 (337)	825 (345)	1,698 (778)	619 (220)	1,486 (707)	2,691 (902)	4,435 (1,822)	2,889 (887)	4,996 (1,914)
延べ数の構成比(%)				28.2%		38.3%		33.5%		100%		

令和元～3年度包括的支援事業上半期実績比較

【相談件数】

(単位:件)

	来所						電話						その他						合計					
	R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	63	83	68	83	66	78	167	191	180	216	182	198	4	4	9	11	6	7	234	278	257	310	254	283
第二	25	26	25	28	22	22	135	145	117	121	132	138	11	14	0	0	1	1	171	185	142	149	155	161
第三	72	76	28	29	13	14	229	243	268	279	344	360	24	25	4	4	12	12	325	344	300	312	369	386
東部	43	52	25	30	29	34	173	221	203	253	188	232	6	6	2	2	6	6	222	279	230	285	223	272
西部	32	35	27	35	33	45	70	84	88	115	109	131	4	4	4	4	8	8	106	123	119	154	150	184
南部	39	46	15	22	18	19	264	276	256	263	199	212	15	15	24	25	9	9	318	337	295	310	226	240
北部	35	41	39	40	21	25	111	119	115	139	112	136	11	11	5	6	5	5	157	171	159	185	138	166
合計	309	359	227	267	202	237	1,149	1,279	1,227	1,386	1,266	1,407	75	79	48	52	47	48	1,533	1,717	1,502	1,705	1,515	1,692

【相談者区分】

	本人						家族						介護支援専門員						介護サービス事業所職員					
	R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	28	34	30	44	35	41	93	111	95	111	93	102	32	36	32	39	20	23	15	15	15	16	15	16
第二	15	15	11	12	10	11	47	52	50	54	57	59	28	31	22	24	15	17	12	12	10	10	10	11
第三	52	53	39	39	45	47	110	120	89	94	109	116	27	27	38	38	39	41	16	16	24	25	31	31
東部	23	34	26	37	25	32	75	97	85	114	85	105	15	20	16	17	16	19	17	20	18	20	24	24
西部	11	14	8	10	8	10	42	45	54	67	67	79	9	15	8	10	22	26	6	6	7	14	6	8
南部	32	32	28	29	27	27	132	148	136	146	97	101	22	23	21	21	14	16	17	17	10	10	8	8
北部	16	18	14	15	11	16	59	65	63	73	52	57	26	27	25	29	15	18	8	8	12	14	8	8
合計	177	200	156	186	161	184	558	638	572	659	560	619	159	179	162	178	141	160	91	94	96	109	102	106

	関係機関						その他						合計					
	R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	59	74	70	82	85	95	7	8	15	18	6	6	234	278	257	310	254	283
第二	63	69	45	45	60	60	6	6	4	4	3	3	171	185	142	149	155	161
第三	118	126	106	112	129	133	2	2	4	4	16	18	325	344	300	312	369	386
東部	85	101	75	87	60	77	7	7	10	10	13	15	222	279	230	285	223	272
西部	33	38	34	44	39	49	5	5	8	9	8	12	106	123	119	154	150	184
南部	109	111	87	91	74	80	6	6	13	13	6	8	318	337	295	310	226	240
北部	40	44	36	43	42	55	8	9	9	11	10	12	157	171	159	185	138	166
合計	507	563	453	504	489	549	41	43	63	69	62	74	1,533	1,717	1,502	1,705	1,515	1,692

【相談内容】(延べ数)

(単位:件)

	介護に関すること(介護保険に関することを含む)			介護予防・生活支援サービスに関すること			介護の方法、介護用品、介護機器			介護保険制度			保健医療福祉			認知症関係		
	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度
第一	/	/	184	/	/	38	5	7	/	216	209	/	56	111	30	26	60	26
第二	/	/	102	/	/	21	4	2	/	132	113	/	25	21	16	8	16	29
第三	/	/	219	/	/	75	1	3	/	230	238	/	78	50	84	32	49	49
東部	/	/	149	/	/	44	7	10	/	154	125	/	67	89	48	40	46	38
西部	/	/	84	/	/	37	7	15	/	85	89	/	27	18	41	16	32	33
南部	/	/	152	/	/	32	6	2	/	263	231	/	21	12	5	15	18	20
北部	/	/	90	/	/	11	4	3	/	108	96	/	37	41	16	14	17	17
合計	0	0	980	0	0	258	34	42	0	1,188	1,101	0	311	342	240	151	238	212

	権利擁護						介護者の離職防止			その他			合計		
	(再掲)高齢者虐待						R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度
	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度	R1年度	R2年度	R3年度
第一	11	11	12	2	6	2	/	0	0	2	6	10	316	404	300
第二	17	8	3	4	2	0	/	0	0	5	0	7	191	160	178
第三	17	7	32	8	5	13	/	0	0	0	0	0	358	347	459
東部	15	17	8	4	6	4	/	1	1	2	2	17	285	290	305
西部	3	6	11	0	2	1	/	0	0	6	16	16	144	176	222
南部	16	14	6	8	7	3	/	0	0	17	33	25	338	310	240
北部	9	13	2	3	2	1	/	0	2	6	19	37	178	189	175
合計	88	76	74	29	30	24	0	1	3	38	76	112	1,810	1,876	1,879

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計					
	R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	227	227	170	170	178	178	120	242	94	222	104	194	19	36	27	97	31	143	366	505	291	489	313	515
第二	145	145	146	146	138	138	103	212	109	208	81	125	85	119	76	137	71	129	333	476	331	491	290	392
第三	111	111	103	103	90	90	185	793	159	673	200	543	162	595	165	570	153	514	458	1,499	427	1,346	443	1,147
東部	51	51	82	82	111	111	79	123	99	202	99	198	81	163	115	215	98	203	211	337	296	499	308	512
西部	156	156	299	299	364	368	62	176	51	83	68	137	24	57	24	59	50	99	242	389	374	441	482	604
南部	236	236	404	404	169	169	210	431	192	394	172	366	218	425	217	423	183	327	664	1,092	813	1,221	524	862
北部	187	187	183	183	197	197	87	102	120	208	101	135	69	95	54	118	33	71	343	384	357	509	331	403
合計	1,113	1,113	1,387	1,387	1,247	1,251	846	2,079	824	1,990	825	1,698	658	1,490	678	1,619	619	1,486	2,617	4,682	2,889	4,996	2,691	4,435

令和3年度 上半期地域包括支援センター活動状況報告一覧

(令和3年4月1日現在)	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
職員配置							
保健師等	2	2	2	2	2	2	1
社会福祉士	2	1	4	2	1	3	2
主任ケアマネ	1	1	2	2	1	2	1
予防給付プラン担当	3	3	5	1	2	4	2
その他	1	0	0	2	1	1	0
ランチ数	2	2	2	2	2	1	4

	令和3年度の活動方針			令和3年度目標に対する上半期の取り組みの評価
	地域の実態	地域課題	目標	
第一包括	<p>①認知症を背景とした支援拒否事例が増加、地域住民や支援者が困難性を感じている。</p> <p>②マンションで高齢者が閉じこもりがちになり、住民同士のかかわりも希薄化している。</p> <p>③入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯での看取りが増えている。</p>	<p>①認知症症状に気づくことが遅れ状況が深刻化し、早期相談に結び付かない。</p> <p>②マンション入居者が孤立化し、問題が顕在化しにくい状況がある。</p> <p>③老々介護での看取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。</p>	<p>①若い世代も含めた、認知症に関する啓発活動を行う。</p> <p>②相談会の開催を積極的に行い、居場所や認知症カフェなどにつなげる取り組みを行う。</p> <p>③地域住民や医療・介護・福祉・保健分野の専門職との連携強化の取り組みを行う。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を全5回開催し、イトーヨーカドー従業員や看護学生101名を対象に実施できた。また、昨年実施した養成講座のフォローアップとして認知症声かけ訓練を金融機関で実施し、13名受講した。参加者は10～30代が62%を占め目標とした若い世代への啓発活動につながっている。今後は現場で活用できる内容でのフォローアップ研修を提案していきたいと考えている。</p> <p>②圏域内マンション3か所を訪問し相談会開催の検討を依頼し、1か所開催許可があり「介護相談会」をマンション集会所で開催することができた。民生委員・在介職員・包括職員で対応し参加者は4名だった。そこから「入居者同士が交流できる場があれば」との意見があり、今後は生活支援コーディネーターと連携しながら居場所作りを模索していきたいと考えている。</p> <p>民生委員対象に認知症カフェ見学会を2回開催し21名の民生委員が参加、対象者の紹介につなげていただけたようイメージ化を図ることができた。</p> <p>③専門職との連携強化のため、10月16日に津軽地域ケアネットワーク主催の交流会に共催として参加させていただき準備を進めている。下期は民生委員や地域住民を対象とした「これからノート」の書き方に関する学習会の開催等検討したい。</p>
第二包括	<p>・被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。それに伴い地域での関わり方に不安を呈している状況。外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。</p> <p>・病識の不理解、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。</p>	<p>・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。</p> <p>・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。</p>	<p>①認知症に対する知識の普及や健康増進のための啓発を図る事を目的とし、地域住民や関係機関との研修会・事例検討会を実施する。</p> <p>②早期に専門的支援が受けられる機会を作り、社会的孤立感の解消・生活の活性化に努める。</p> <p>③関係機関との情報共有、連携を保ち、多様な相談に対応可能な窓口の周知を図る。</p>	<p>①6月に地域住民を対象とした健康教室を開催。フレイル予防や認知症予防等について地域住民に対して普及啓発を行った。下半期においては12月中旬頃、弘前学院大の学生を対象とした、認知症サポーター養成講座を開催する予定。</p> <p>②③孤立傾向にある高齢者の早期発見と見守りや支援体制構築のために民児協定例会や介護支援専門員連絡会等を活用して連携の強化と情報共有しやすい関係づくりを図っている。</p>
第三包括	<p>①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加</p> <p>②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加(家族意識の変化、家族のパワレス等が要因)</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)</p> <p>④地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある</p>	<p>①在宅生活を支援するためのボランティア等の社会資源の情報が支援者にとって十分ではない。</p> <p>②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチが適切な支援に結び付いていない。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である</p> <p>④センターの活動が地域住民に見えにくいいため、広報が必要である</p>	<p>①弘前市ボランティア支援センターを活用し、ボランティア等の社会資源について、支援者が効果的に活用できるようにする</p> <p>②8050問題等、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する</p> <p>③認知症について普及啓発、地域状況の理解促進を兼ねて、若い世代のボランティアが活躍できる地域づくりを継続することで、地域を牽引するマンパワーの充足化を図る</p> <p>④刷新したパンフレットを活用し、広報することで、住民の理解が向上する</p>	<p>①圏域内介護支援専門員に対し、社会資源について、弘前市にあるボランティアの情報提供や弘前市ボランティア支援センターの役割等の理解促進を図った。ボランティアの活用について具体的に学ぶことができ、介護支援専門員がマネジメントの中で活用できる内容となり、支援者の対応力向上につながる機会となった。</p> <p>②上半期では8050問題に対して弘前市生活福祉課自立支援室と連携を図る機会はなかったが、養護者の支援機関である相談支援事業所との連携機会を多く持つことができた。虐待対応等では相談支援事業所等の関係機関と役割分担を図り、支援方針を検討することで、その後の支援がスムーズに行うことができていた。今後は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室との連携機会を探り、8050問題に対して対応力の向上を図ってきたい。</p> <p>③高校生に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催することで、学生の段階から認知症への理解を促すことができ、認知症に対しての正しい知識普及啓発、偏見をなくす効果が期待できた。新型コロナウイルス感染状況から認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)は1回しか実施できなかったが、実施準備段階から大学生と協働で行うことで、若い世代へ包括支援センターをより身近な機関として感じてもらい、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解促進、活躍できる機会を提供することができた。</p> <p>④出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)の広報を通じて、二大、三大、文京地区の他、初めて一大地区各町会長へ事業の広報を実施することができ、事業への理解促進、顔の見えるネットワークを作ることができている。また、39か所の金融機関、医療機関へパンフレットの設置等を依頼する等、上半期では広報活動に力を入れることができた。</p>

令和3年度の活動方針				
	地域の実態	地域課題	目標	
東部包括	<p>①住民や民生委員より、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を知らない人が多いとの意見がある。</p> <p>②住民や民生委員及び介護支援専門員より、認知症について理解していない人が多いとの意見がある。</p> <p>③介護支援専門員より、認知症高齢者の服薬や金銭の管理の対応に苦慮するとの意見がある。</p> <p>④病院や介護支援専門員等より、1人暮らし高齢者の緊急時対応を心配する意見が多く挙げられている。</p>	<p>①②住民の認知症についての理解が不足しているため、認知症の啓発が必要である。</p> <p>③④住民や介護支援専門員等が医療職の助言提案を受けていない場合が多いことや、意見交換する機会が少ないことから、医療職と福祉の連携強化が必要である。</p>	<p>①地域包括支援センターを、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。</p> <p>②関係機関とのネットワークを活用して座談会や研修会を開催し、医療と福祉の連携強化を図る。</p> <p>③住民が認知症サポーター養成講座や認知症カフェを活用できるように広報活動を強化する。</p>	<p>・地域包括支援センターを住民が理解し活用できるように、圏域を事業説明と挨拶をして回った。顔の見える関係ができた。</p> <p>・住民が認知症カフェを活用できるように認知症カフェの内容を変更した。また、チラシを作り替え配布先を増やした。また、オンラインによりリモート参加できる環境を整えた。1回開催したが、広報活動を強化したことでニーズのある3名の住民に参加していただけた。</p> <p>・住民が認知症サポーター養成講座を受けられるように、認知症サポーター養成講座のチラシを作り配布先を増やした。3回開催、187名の養成につながる効果があった。</p> <p>・医療専門職の協力を得て、地域住民向けの座談会を開催した。住民が医療職の助言提案を受ける機会になった。</p> <p>・境関町民会館と福村農業研修会館で認知症介護者教室を開催した。住民が認知症や介護について学ぶ機会になった。また、地域包括支援センターの周知につながった。</p>
西部包括	<p>1)一切かかわりたくないと思われ拒否される事例が発生している。</p> <p>2)急に食べなくなった、寝て起きられなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等、重度化してからの相談が増えている。また、行方不明の事例が発生した。</p> <p>3)圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかわかっていいかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。</p> <p>4)民生委員より、包括や圏域事業所と顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。</p> <p>5)感染症の影響で、集まって行う事業や会議の多くが開催できない状態となった。</p> <p>6)介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。</p>	<p>1)身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。</p> <p>2)認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。センター事業周知不足。</p> <p>3)圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。</p> <p>4)民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。</p> <p>5)会議や事業の開催可否が、コロナ禍に左右されてしまう。</p> <p>6)介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。</p>	<p>1)各関係機関と連携強化を図る。</p> <p>2)認知症サポーター養成講座・たぐいまサポートを積極的に周知する。(学校、企業、町内会等)</p> <p>3)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>4)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。</p> <p>5)パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等)</p> <p>6)オンラインでの研修や会議開催に向けて、関係機関と連携を図る。</p> <p>7)介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。</p>	<p>1)身寄りのないケースの対応について、介護支援専門員からの相談で後方支援を継続している。1件は市長申立し、1件は本人申立て予定で、いずれも制度を活用して、支援していくことで対応を進めている。</p> <p>2)、5)圏域施設や企業、公共機関へ出向き、包括の周知や認知症サポーター養成講座、たぐいまサポート、出前講座等々の周知を行った。養成講座は3件、出前講座2件、どちらも1件ずつオンラインでの講座を実施した。パンフレットは、更に銀行や農協等にも設置する事ができた。関係機関、圏域企業等周知を継続して行く。</p> <p>3)上半期は、専門職同士の交流の場を設定する企画はできなかった。</p> <p>4)民生委員と圏域事業所との交流についてもどのような形で実施できるか検討をしている。</p> <p>東目屋民生委員からの要望である認知症ケアパス勉強会も見合わせとなっている。</p> <p>(民生委員定例会も、コロナの感染拡大で中止されている)</p> <p>6)地域の事業所に働きかけ、指導を行ってオンライン主体での会議、研修が形となってきている。有料老人ホームで「看取り・虐待」の研修、認知症サポーター養成講座、在介連絡会、打ち合わせ等オンラインで実施することができた。</p> <p>7)コロナ禍で地域に向けた勉強会や相談会は開催できず。</p>
南部包括	<p>①民生委員や薬剤師より、認知症の人が地域で増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないため困っているという意見がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がいない。家族関係が希薄で急変時や入院時に家族の連絡先がわからないため関係機関からの相談が多い。</p>	<p>①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者が、適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。</p>	<p>①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるように、認知症カフェを企画する。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の見守りや支援することができるとネットワークを作る。</p>	<p>①感染症対策のため人数制限を行い7月に認知症カフェを開催。初めての開催だったが、交流センターを利用し地域住民や在介、ハウジング援助員の参加があり、講話や情報提供を行う事で認知症に対する認識や対応を理解してもらうことができた。</p> <p>②民児協地区会長へあいさつ回りをしたことで定例会へ出席し連携が図りやすくなった。地域ケア個別会議では、事例者が住んでいる地区の民生委員や警察、関係機関に出席を依頼し、介護支援専門員が抱える課題を共有し顔の見える関係作りができた。圏域介護支援専門員連絡会では、「高齢者等の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」勉強会を開催。コロナ感染拡大のため推進会議を招集しての開催ができず、意見の聞き取りが難しくかった。</p>
北部包括	<p>・県外などで働いていた方が高齢期になり地域に移住もしくはUターンしてきた場合、古くから住んでいる地元住民との関係が上手く形成できず、地域のなかで孤立してしまう。</p> <p>・相談先としての地域包括支援センターの地域住民への認知が十分ではない。</p> <p>・地域包括支援センターと各地区民生委員との連携が上手く機能していない。</p> <p>・親世代の高齢化に伴い、障がいや疑われる子の問題が表出するケースが増えている。</p> <p>・ハード、ソフトの両面において社会資源に乏しい。</p>	<p>1. 特に独居高齢者世帯については、地域のなかで孤立、引きこもり状態になっても相談や支援に繋がりにくい状態であるため、未登録高齢者世帯の実態把握推進が必要。</p> <p>2. 介護や認知症などの相談先が良く分からないとの声が地域住民から出ており、地域に向けて地域包括支援センターの事業周知を進めていく必要がある。</p> <p>3. 高齢者世帯については、子の障がいなどの複合的な課題を抱えているケースの表出も増えてきているため、相談や訪問の際には家族や家庭の状況を的確に把握したうえで対応する必要がある。</p>	<p>1. 地域の高齢者世帯の実態把握を推進するため、令和2年度末時点で訪問実績のない高齢者世帯の実態把握を年間192件実施する。</p> <p>2. 民生委員との積極的な支援連携や民生委員児童委員協議会定例会への定期的な出席機会を設けるなどしながら、民生委員に対する地域包括支援センター事業の理解促進とネットワーク基盤の構築を図る。</p> <p>3. 複合的課題を抱えている世帯を早期発見し、適切な専門機関への繋ぎや連携を図れるよう、世帯を家庭全体として捉える視点でのアセスメントを進めていく。</p>	<p>・圏域4ヶ所のランチと連携しながら、令和2年度末までに実態把握等の訪問実績のない高齢者世帯の訪問によるアウトリーチを進めており、上半期は77件(上半期目標値96件)の未訪問の高齢者世帯宅を訪問した。訪問した世帯は現役で農業に従事している方などが多数であったが、なかには独居高齢者で定期訪問が必要と判断される方もおり、独居高齢者の生活上の問題の早期発見、早期対応に繋がれるよう、引き続き同様の活動を続けていく。</p> <p>・年度初めに北部圏域4地区の民児協定例会や町会長定例会へ出席。他、民生委員からの依頼で介護保険制度や高齢者支援に関する講座を行い、地域包括支援センター事業や制度等に関する理解促進を図ることで、地域の気になる高齢者に関する民生委員からの相談や円滑な連携が取れる体制整備にも繋がっている。</p> <p>・地域連携や地域の介護予防推進の一環として、今年度は高杉公民館と共催で『いきいき体操教室』を定例で開催し、地域住民や地域関係者への介護予防啓発に向けた取り組みを行った。今後、住民主体の『つどいの場』を整備していくうえでは、地域住民や地域関係者と協働した取り組みを進めながら、地域住民が主体的に参画できる基盤づくりが必要と考える。</p>

(様式第1号)

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する上半期の取組の評価
地域の実態 ①認知症を背景とした支援拒否事例が増加、地域住民や支援者が困難性を感じている。 ②マンションで高齢者が閉じこもりがちになり、住民同士のかかわりも希薄化している。 ③入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯での看取りが増えている。	①認知症サポーター養成講座を全5回開催し、イトーヨーカドー従業員や看護学生101名を対象に実施できた。また、昨年実施した養成講座のフォローアップとして認知症声かけ訓練を金融機関で実施し、13名受講した。参加者は10～30代が62%を占め目標とした若い世代への啓発活動につながっている。今後は現場で活用できる内容でのフォローアップ研修を提案していきたいと考えている。 ②圏域内マンション3か所を訪問し相談会開催の検討を依頼し、1か所開催許可がおり「介護相談会」をマンション集會場で開催することができた。民生委員・在職職員・包括職員で対応し参加者は4名だった。そこから「入居者同士が交流できる場があれば」との意見があり、今後は生活支援コーディネーターと連携しながら居場所作りを模索していきたいと考えている。 民生委員対象に認知症カフェ見学会を2回開催し21名の民生委員が参加、対象者の紹介につなげていただけようイメージ化を図ることができた。 ③専門職との連携強化のため、10月16日に津軽地域ケアネットワーク主催の交流会に共催として参加させていただき準備を進めている。下期は民生委員や地域住民を対象とした「これからノート」の書き方に関する学習会の開催等検討したい。
地域課題 ①認知症症状に気づくことが遅れ状況が深刻化し、早期相談に結び付かない。 ②マンション入居者が孤立化し、問題が顕在化しにくい状況がある。 ③老々介護での看取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。	
目標 ①若い世代も含めた、認知症に関する啓発活動を行う。 ②相談会の開催を積極的に行い、居場所や認知症カフェなどにつなげる取り組みを行う。 ③地域住民や医療・介護・福祉・保健分野の専門職との連携強化の取り組みを行う。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネジメントを実施する。	①2週間以内に対応	①新規:30件実施。全例2週間以内に対応することができた。	①30件	相談者に総合事業の説明を行い希望者にチェックリストを実施。必要なサービスにつなぐことができた。「高齢者健康トレーニング教室」「パワリハ教室」「筋力向上トレーニング教室」の利用につながっている。通所Cの新規事業所に対しスムーズに利用できるように連絡を密にとるなどの対応をした。通所Cの事業所については運営状況に応じた行政による指導が必要。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供 ④圏域グループホーム等運営推進会議への参加。 ⑤マンション対象の相談会の開催	①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上	①和徳南地区定例会に参加。4地区会長訪問と認知症カフェ見学会で情報交換を行う。 ②ろうきんや東信、青銀を訪問し情報交換をした。 ③津軽地域ケアネットワーク会長との情報交換を行い、定例会に向けた準備を進めている。 ④グループホームやナーシングホーム・小規模多機能事業所の会議へ参加。 ⑤3か所開催依頼し、1か所実施できた。	①定例会:1回 情報交換:2回 ②3回 ③情報交流:3回 ④6回 ⑤1回実施	①～⑤感染対策を視野に入れ状況に合わせた形で、関係づくりを行うことができた。特に民生委員や金融機関からの個別相談が増えており、良好な関係性を構築できている。	①～⑤引き続き実施する。特に、③の定例会開催に向けた準備を行っていきたい。
イ	実態把握	地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと定期的に連携しながら行う。	①連携会議月1回開催 ②在介:実態把握年間50件以上	①オンラインで確実に開催できている。 ②新型コロナウイルスの感染拡大状況に合わせて実施している。	①6回 ②たまち:65件 幸陽荘:30件	①②感染拡大状況に合わせた形で実施できている。	①②継続して実施する。
ウ	総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口の周知	①毎朝のミーティングとデータシステムの活用で情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・関係機関等の窓口へパンフレット設置の依頼をする。	①毎日 ②随時	①朝のミーティングや個別の事例発生時に意見交換しながら支援にあたることができている。 ②圏域事業所や近郊の病院・民生委員にパンフレットを渡した。	①平日毎日実施 ②事業所:99件 病院:21件 民生委員:51名	①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応できている。 ②計画通り実施できている。民生委員からの相談が増え窓口の周知につながっている。	①②継続して実施する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務（介護保険法第115条の4 5 第2項第2号）								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度広報活動を行い制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度が必要な場合は、スムーズに相談・申し立て支援を行う。	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会議等で広報し、出前講座を実施する。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時	①定例会や運営推進会議で後見人について広報したが出前講座の希望はなかった。 ②申し立ては2件実施。	①4回 ②2件	①後見人制度について定例会や運営推進会議以外にも地域住民に意識的に啓発することができた。コロナ禍では集合型の出前講座は現実的ではない。 ②迅速に相談対応し権利擁護センターの助言を受けながら進めることができています。	①感染拡大状況からも出前講座は現実的ではないため、下期はオンラインや短時間でできるミニ学習会・資料での情報提供を実施する。 ②継続して実施する。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時	①該当ケースなし	①該当なし	①措置に至るケースはなかった。	①発生時には市に対応を求めている。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。 ②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。	①随時 ②随時	①当事者を含む関係者で再発防止について率直に話し合い対応策を検討することができた。 ②個別ケース会議の実施までは至っていない。	①2件 ②なし	①警察からの通報で介入したケースがあったが、当事者を含む関係者で対応策を検討し、結果的に再発を防ぐことができた。また、「高齢者虐待防止マニュアル」を圏域事業所、近郊の病院に配布し、周知することができた。 ②今回は当事者を含む話し合いで対応策が明確化したが、必要に応じて実施していきたい。	①②継続して実施する。
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①包括内3職種カンファレンスや地域ケア個別会議を開催し課題を整理し、支援方法を検討する。	①三職種：随時 ②地域ケア個別：随時	①②日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。地域ケア個別会議ではなく担当者会議を行い検討した。	①6回 ②担当者会議：3回	①随時意見交換できる体制を整え、カンファレンスでは集中的に検討することができた。関係者で検討する場を設定し実施できている。 ②今回は当事者を含む話し合いで対応策が明確化したが、必要に応じて実施していきたい。	①②下期は三職種の意見交換やカンファレンスを基軸に置きながら、関係者間で担当者会議を実施し、整理できない事例は地域ケア個別会議で検討する。
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。	①年1回以上 ②随時	①圏域内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。また、在介の相談協力員に対し出前講座を実施し、情報提供した。 ②該当事例無し	①資料配布：1回 出前講座：1回 ②0件	①民生委員や地域住民に対し資料提供や出前講座を実施することができた。新しい情報がたくさんあり、非常に好評であった。 ②事例が発生した場合は速やかに相談したい。	①②継続して実施する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	①個別：年4回以上 推進：年2回	①個別会議：3回実施し、うち1回は訪問介護の生活援助中心型の利用回数が、基準を超える居宅サービス計画の検証を行うことができた。推進会議は、オンラインで開催することができた。	①個別：3回 推進：1回	①予定外で個別会議を1回開催することができた。推進会議は、初めてオンラインで開催し準備に苦労したが今後につながる良い機会になった。また、「地域防災」をテーマに介護支援専門員からの意見を反映し学習会と推進会議を連動して実施することができ防災意識を高める機会になった。	①オンライン会議を積極的に行いながら、内容を深めることができるように検討を重ね、継続する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダー・サブリーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上	①2回開催し、意見交換会や学習会のテーマを決定し、内容の検討を行うことができた。	①会議：2回	①リーダー・サブリーダー会議を中心に介護支援専門員の意見を集約し、意見交換会や学習会が開催できる仕組みづくりができたと考える。この仕組みがうまく機能しており、今後はさらに充実した内容にしていきたいと考えている。	①継続して実施する。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回	①新規相談：23件あり。随時対応している。 ②介護支援専門員の意見を反映し、学習会や意見交換会を開催することができた。	①相談：23件 ②学習会2回 意見交換会1回	①②介護支援専門員から意見をいただく機会が増え、気軽に相談できる雰囲気づくりができた。今後は、さらに相談しやすい関係性の構築と主任介護支援専門員の活躍の場を提供できるように支援していきたいと考えている。	①②継続して実施する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。	①随時 ②随時	①同行訪問を2件実施し、後方支援を行うことができた。 ②個別会議を実施する前に担当者会議で検討し課題整理することができた。	①同行訪問：2件 ②担当者会議：3件	①同行訪問し、後方支援をすることができた。 ②個別会議を提案するが担当者会議で課題整理できている。地域ケア個別会議を気軽に実施できるよう提案していきたい。	①継続して実施する。 ②困難事例については積極的に個別会議を提案する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関との連携強化やネットワークづくりを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①認知症初期集中支援チームや認知症高齢者たぐいまサポート事業について広報する。 ②初期集中支援チームへの相談と連携を図る。	①適宜 ②適宜	①②対象事例なく必要時紹介し連携する。 ①0件 ②0件	①②対象事例なく実施に至っていない。意識的に対象事例の抽出にあたる必要がある。初期集中支援チームの個別会議や事例検討への参加を依頼するなど検討が必要。	①②対象事例を意識的に抽出し広報しながら連携を積極的に図る。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを周知する。 ②認知症カフェを開催する。(協力機関との共同運営)	①年30か所以上 ②年10回	①圏域事業所99件、近郊の病院21件、商業施設10件、開業医2件、調剤薬局1件、民生委員53名にチラシを配布した。 ②5月から感染対策について特に振り返りをし内容を改め感染拡大状況に合わせた対策を行い5回開催できた。	①積極的に広報に努めることができた。また、民生委員については認知症カフェの見学会を実施し、具体的に紹介できるように工夫できた。 ②感染対策を十分とりながら開催できており、参加者も固定化してきた。	①新規開業の商業施設や金融機関などにも広報する。 ②引き続き感染対策を十分行い実施する。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する(中学・高校を含む)。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①年10か所以上 ②年2回以上	①看護学生や中学校、たすけあいの会など3か所に広報した。 ②イトヨーカドーや看護学生対象に5回開催し、101名受講した。	①②3か所に対し広報し、養成講座開催につなげることができた。若い世代をターゲットに養成講座を実施したいと考えていたが、参加者の6割が10～30歳代であり計画通り実践できた。	①②継続して実施する。

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	①地域ケア個別会議開催 ①地域ケア推進会議開催 ②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける。	⑦年4回 ①年2回 ②随時	①⑦3回実施でき、うち1回は随時開催することができた。 ①1回実施でき「地域防災」について検討できた。 ②自立支援型のケア会議を3回開催することができた。	①⑦個別:3回 ①推進:1回 ②3回	①②定期開催に加え随時開催で個別会議を実施することができた。個別会議3回中3回は自立支援型で開催することができた。 ①②継続して実施する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題
【地域の実態】 ①近年災害が多く発生しているが、地域状況や具体的な避難行動の仕方など防災についての知識が不足しており、支援者として利用者を守れるか不安が大きいとの声がある。
【地域課題】 ①要支援者の把握や具体的避難方法、支援者の役割などが明確化されていない。
【地域での対応方針】 ①支援者が地域の状況を把握し、地域防災についての知識を得る。 ②町会単位で開催している避難訓練等に参加し、支援者としての役割を知る。
【市、関係団体への提言】 ①高齢者へ敬老会などのイベント時に防災資料を配布し防災についての啓発を行う。 ②地域の状況把握のためにご近所マップを作成したり、災害ボランティアの育成を推進する。

(様式第1号)
令和3年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	ランチ数
	社会福祉士	1人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0人	2箇所
	主任ケアマネ	1人			

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)	令和3年度目標に対する上半期の取組の評価
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。それに伴い地域での関わり方に不安を呈している状況。外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。 病識の不理解、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。 <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。 健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。 <p>目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 認知症に対する知識の普及や健康増進のための啓発を図る事を目的とし、地域住民や関係機関との研修会・事例検討会を実施する。 早期に専門的支援が受けられる機会を作り、社会的孤立感の解消・生活の活性化に努める。 関係機関との情報共有、連携を保ち、多様な相談に対応可能な窓口の周知を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 6月に地域住民を対象とした健康教室を開催。フレイル予防や認知症予防等について地域住民に対して普及啓発を行った。下半期においては12月中旬頃、弘前学院大の学生を対象とした、認知症サポーター養成講座を開催する予定。 ③孤立傾向にある高齢者の早期発見と見守りや支援体制構築のために民児協定例会や介護支援専門員連絡会等を活用して連携の強化と情報共有しやすい関係づくりを図っている。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和3年度計画	R3年度計画内容		R3年度上半期実績		課題・評価	R3年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該 当者に係 るケアマ ネジメン ト	介護予防・日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。併せて一般介護予防事業など多様なサービスの情報提供を行う。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し対象となった方には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成することでスムーズな利用を図る。	随時	①通所C利用者 ②事業対象者	①実6名 ②実92名(9月末時点での利用者)	①②共に十分な説明をし、ご了解を得た上で意向確認をし、一連の流れに沿って実施した。又、セルフケアの重要性も認識できるよう説明をした。	①②とも引き続き自立支援と重度化防止のための目標を設定し取り組んでいけるよう支援する。特に通所型サービスCのサービスが終了した方には身体機能が維持できる様フォローアップしていく。今後も総合事業の推奨をはかり、利用者の状態を踏まえた目標に対し、適切なサービスが主体的に利用され、平行してセルフケアとして習慣化されるよう支援していく。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務（介護保険法第115条の4 5 第2項第1号）								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R3年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型サービス、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各地区年1回（藤代・西・城西地区） ②随時 ③運営推進会議グループホーム30回 地域密着型デイ6回 小規模6回 ④城西2丁目・城西5丁目各2回	①民生委員定例会に参加。 ②③④については実施されず。	①定例会藤代・西・城西地区各1回づつ計3回。 ②0回 ③0回 ④0回	①民生委員定例会に参加し、民生委員と意見交換できた。 ②③④新型コロナウイルス自粛の影響で、圏域内の各事業所運営推進会議及び、シルバーハウス生活相談会は開催されなかった。	①参加要請があった際には、積極的に定例会へ参加する。 ②公民館や町内主催の行事が開催される際には、可能な限り参加する。 ③運営推進会議が開催される際には参加する。 ④生活相談会が開催される際には参加する。
イ	実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。また必要時安心カードの配布やエンディングノートの活用等も併せて周知する。	①在宅介護支援センター連絡会年4回 ②実態把握年間250件	①在宅介護支援センターと連絡会を行った。 ②相談依頼があったケースへの訪問実施。	①連絡会2回 ②在介鷹匠町27件 サンタ在介18件 第二包括93件 合計138件	定期的に連絡会を開催することで、ケースについての情報共有を行うことが出来、地域の実態を把握するのに役立っている。定期の連絡会以外でも、必要時連絡をとり、対応することが出来た。	引き続き在宅介護支援センターと連携して取り組んでいく。
ウ	総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対して、迅速に対応していくよう職員間で情報を共有し調整していく。	随時	新規相談や、懸案事項に関して、それぞれ職員の専門性を生かしながらミーティングを行い、情報を共有しながら対応した。	新規155件 継続6件 延べ161件	多様な相談内容に対し、必要時お互いに情報共有しながら、適切な機関へ紹介等が出来た。	引き続き、相談依頼に対して、適宜情報共有、適切な関係機関への紹介などに努める。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務（介護保険法第115条の4 5 第2項第2号）								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R3年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時	①相談 ②市長申立 ③親族申立 ④行事等での周知	①3件 ②1件 ③2件 ④3件	①成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ②③引き続き、必要時申立援助を行う。 ④運営推進会議、町会行事等はなかったが、民生委員定例会では周知することが出来た。	引き続き、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	措置対応	0回	措置に至るケースはなかった。	必要時には市に実施を求める。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	0件	高齢者虐待はなかった。	引き続き高齢者虐待が疑われる際には迅速に対応していく。
エ	困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時	困難事例対応	0件	困難事例はなかった。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。
オ	消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	①消費者被害の対応 ②消費者被害予防のための周知	①0件 ②3回	①消費者被害の相談はなかった。 ②消費者被害予防のための周知を民生委員定例会で行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の4 5 第2項第3号）							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換の場を設定する。	①合同研修会 年：1回 ②地域ケア会議：7回（個別5回、推進2回）	①関係機関合同研修会 生活困窮者自立支援に関係する研修会 ②地域ケア会議開催	①0回 ②地域ケア個別会議2回 地域ケア推進会議1回	圏域内での関係機関を招集した合同研修会は下半期に開催を予定しており、多機関・多職種での意見交換のできる場を設定。 関係機関合同研修会は年間計画に則り10月開催予定。 地域ケア個別会議は11月、1月、地域ケア推進会議は2月開催を計画。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年：6回	介護支援専門員が相互に意見交換が出来る場を設定。	①開催回数 2回（5月・7月）	介護支援専門員相互の意見交換の出来る場を設定することで連携や共有が図られている。 年間計画通り開催を予定。 11月、1月、3月
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年：6回 ②地域ケア個別会議 年：5回	圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 2回（5月・7月） ②地域ケア個別会議2回	介護支援専門員の連絡会や地域ケア会議などを通し、相談しやすい環境を整えることで、日常的に連携が図られている。 年間計画通り開催を予定。 11月、1月、3月
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を活かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア会議を開催する。	①随時 ②必要時	①介護支援専門員からの相談件数 ②地域ケア個別会議の開催 ③支援困難事例に対して、居宅介護支援事業所介護支援専門員との同行訪問。	①17件 ②2回 ③3件	相談内容に応じて三職種の専門性を活かして助言し、必要に応じて同行訪問や地域ケア会議を開催し、個別課題解決を行う。 又、介護支援専門員が支援に困難を呈している事例に対して、地域ケア個別会議、多機関連携の提案や同行訪問を行い介護支援専門員の不安軽減に努めている。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務（介護保険法第115条の4 5第2項第6号）								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R3年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持し、研修会や会議等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアバスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携する。	①認知症関連の研修会開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や会議に参加する。	①年1回 ②随時	①認知症関連研修会 ②認知症地域推進員連絡会に参加	①1回 ②1回	①老人クラブでの研修会の機会がなかったが、公民館での健康教室にて研修を行い、住民の意識向上をはかった。 ②認知症関連の会議に参加し関係機関と連携を図っている。	引き続き認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関との会議、研修会等を活用し関係性を築く。
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人へは、介護に関する相談、支援を行い又、認知症の人と家族のつどいや病院の家族会、認知症カフェを紹介していく。	認知症の研修会への参加や認知症の人と家族のつどいに参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族のつどい参加：年1回 ②相談は随時	①認知症の人と家族のつどい ②相談は随時行っている	①0回 ②29名	①下半期11月に参加予定。 ②認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関と連携し対応している。	①今後も病院、関係機関と連携し必要に応じ適切な医療ルートにのせ、状態に応じて介護サービスにつなげていく。11月に認知症と家族のつどい参加予定あり。 ②相談対応は継続して行っていく。
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数 80名 開催回数 3回	①広報活動を民生委員定例会や健康教室などにはたらきかけた。 ②サポーター養成講座開催はなし ③キャラバンメイト連絡会参加	①4回 ②0回 ③1回	①②民生委員、地域住民、大学生に講座を案内した。結果、大学生がサポーター養成講座開催準備を手掛けることとなったため適宜アドバイスした。 ③キャラバンメイトについては居宅介護支援事業所に受講機会があった場合は受講の推奨をした。	①②今後も認知症疾患患者の増加が予測されるので、サポーター養成講座についての案内を拡大する（町会、企業等）。12月には大学生を対象としたサポーター養成講座を計画している。 ③キャラバンメイトの増加が望めるよう、事業所などへの連絡会を利用しはたらきかけていく。

6 地域ケア会議推進に関する業務（介護保険法第115条の4第1項）						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と、支援困難事例を対象として随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議：5回 ②地域ケア推進会議：2回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①2回 5月・7月 ②1回 8月	①個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題検討を目的とした会議を行った。
R3年度下半期の計画、取組						
①地域ケア個別会議（11月、1月）。加えて必要時地域ケア個別会議を開催する。 ②地域ケア推進会議 2月中旬頃地域ケア推進会議開催予定。						
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
1. 介護者が1人で課題を抱えていることがある。 2. サービスを拒否する利用者に対する支援が困難である。 3. 世帯で課題を抱えている対象に対して、世帯全体を支援する窓口がない。						
【地域課題】						
1. 地域でのつながりが希薄になってしまっている。 2. 自己放棄、自己放任になってしまっている。 3. 世帯で課題を抱えている対象に対して、世帯全体を支援する窓口がない。						
【地域での対応方針】						
・問題の早期発見、対応、支援者が単独で抱え込んでしまわないように横のつながりの強化を図る。 ・地域や関係機関へ包括支援センターの役割について周知を図りながら顔の見える関係づくりをしていく。						
【市、関係団体への提言】						
・重層的な課題を抱える家族等（高齢・障害・児童）への総合的な支援が必要。						

令和3年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	5人	ランチ数
	社会福祉士	4人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	人	2
	主任ケアマネ	2人			

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)	令和3年度目標に対する上半期の取組の評価
<p>地域の実態</p> <p>①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加(家族意識の変化、家族のパワレス等が要因) ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等) ④地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある</p> <p>地域課題</p> <p>①在宅生活を支援するためのボランティア等の社会資源の情報が支援者にとって十分ではない。 ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチが適切な支援に結び付いていない。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である ④センターの活動が地域住民に見えにくいため、広報が必要である</p> <p>目標</p> <p>①弘前市ボランティア支援センターを活用し、ボランティア等の社会資源について、支援者が効果的に活用できるようにする ②8050問題等、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する ③認知症について普及啓発、地域状況の理解促進を兼ねて、若い世代のボランティアが活躍できる地域づくりを継続することで、地域を牽引するマンパワーの充足化を図る ④刷新したパンフレットを活用し、広報することで、住民の理解が向上する</p>	<p>①圏域内介護支援専門員に対し、社会資源について、弘前市にあるボランティアの情報提供や弘前市ボランティア支援センターの役割等の理解促進を図った。ボランティアの活用について具体的に学ぶことができ、介護支援専門員がマネジメントの中で活用できる内容となり、支援者の対応力向上につなげる機会となった。</p> <p>②上半期では8050問題に対して弘前市生活福祉課自立支援室と連携を図る機会はなかったが、養護者の支援機関である相談支援事業所との連携機会を多く持つことができた。虐待対応等では相談支援事業所等の関係機関と役割分担を図り、支援方針を検討することで、その後の支援がスムーズに行うことができています。今後は、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室との連携機会を探り、8050問題に対して対応力の向上を図っていきたい。</p> <p>③高校生に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催することで、学生の段階から認知症への理解を促すことができ、認知症に対しての正しい知識普及啓発、偏見をなくす効果が期待できた。新型コロナウイルス感染状況から認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)は1回しか実施できなかったが、実施準備段階から大学生と協働で行うことで、若い世代へ包括支援センターをより身近な機関として感じてもらい、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解促進、活躍できる機会を提供することができた。</p> <p>④出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)の広報を通じて、二大、三大、文京地区の他、初めて一大地区各町会長へ事業の広報を実施することができ、事業への理解促進、顔の見えるネットワークを作ることができています。また、39か所の金融機関、医療機関へパンフレットの設置等を依頼する等、上半期では広報活動に力を入れることができた。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)								
項目	令和3年度計画	R3年度計画内容		R3年度上半期実績		課題・評価	R3年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	基本チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	事業対象者数 実279名	総合事業利用希望者に対し、一般介護予防事業や地域の社会資源の紹介も併せて行っており、「パワリハ運動教室」等への参加につながった。また、「ゴミ出しサポート事業」などの活用希望の声もある。	アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れながら、多様なサービスの情報提供を行い、対応する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②地域情報の収集・整備を行う。 ③介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集會に参加する。 ②ア・社会資源等、情報収集してリスト化し、相談時に活用できるようにする。 イ・関係機関、関係者のネットワークについて情報を整理する。 ③既存の住民主体の活動に協力する。	①年4回以上 ②ア・イ 年1回 ③随時	①一大、二大、三大、文京地区民児協定例會に参加。みちのく銀行上土手町支店の依頼にて包括の事業紹介を行っている。 ②ア、イ 社会資源等について情報収集し準備中。 ③住民主体の通いの場(事業名:びいちの會)への参加、活動状況確認	①4回 ②ア、イ 準備中 ③0回	①各地区民児協定例會に参加。みちのく銀行からの依頼で包括事業紹介等をしている。一大地区各町会長へ広報活動を初めて実施している。生活等が心配な高齢者世帯に声をかけてみる等、協力的な町会もあり、顔の見える関係性を作ることができた。 ②地域情報の収集、準備中。 ③代表者へ活動状況を確認、新型コロナウイルス感染予防のため上半期は事業休止、下半期も再開の目途なし。	①新型コロナウイルス感染拡大予防対策を取りながら、随時、関係機関、地域住民組織の活動に参加した際、連携や関係づくりを行う。 ②ア、イ、引き続き情報収集、整理していく。 ③事業再開時は円滑に活動再開できるように協力する。
イ	実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	①年間150件	①相談対応等した方や昨年度訪問した方を中心に実施。	①90件うち独居41件	①実態把握では半数程度が独居世帯、元気な時から関わることの重要性が増している。	①独居、高齢者世帯を中心に対象者の生活状況、健康状態の実態把握に努める。
ウ	総合相談	①相談窓口の強化、アウトリーチを継続する。 ②地域住民、関係委員、地域の金融機関、郵便局、医療機関などに、刷新したセンターのパンフレットを活用し、相談窓口の広報活動を行うとともに、パンフレットの反響等、評価する。	①一大・二大地区、三大地区、文京地区で出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)を実施継続する。 ②ア・町会連合会へ参加し配布する。 イ・民児協定例會にて配布する。 ウ・医療機関等パンフレットの設置協力を依頼する。	①年4回 ②ア・随時イ・4回 ウ・年30カ所	①5月に文京地区(中野集会所・松原集会所)、6月に三大地区(取上公民館)、7月に一大・二大地区(駅前記念會館)で実施し、合計5件相談あり。 ②ア、新型コロナウイルス感染拡大防止のため連合会開催がなく、各町会長宅へ個別に訪問し、広報活動を行った。 イ、各地区民児協定例會に4回参加し、配布。 ウ、圏域内の金融機関、郵便局、医療機関、薬局、美容室にパンフレット等を配布、設置依頼。	①4回:文京地区で2回、三大地区で1回、一大・二大地区合同で1回実施。 ②ア、圏域内各町会長宅49カ所へ広報活動。 イ、4回 ウ、39カ所	①一大・二大地区合同開催では、これまで大成小学校を会場としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止から、小学校での開催を止め、駅前記念會館で実施。相談件数は0件、一大地区に高齢世帯が少ない、市内での新型コロナウイルス感染拡大の影響が考えられた。 ②ア、一大地区町会への広報活動を初めて行っている。パンフレットに関して見やすい、センターの役割も分かりやすいと意見があり、理解促進に繋がった。町会長からは、改めて回覧したい等の要望も聞かれていた。 イ、ウ、広報活動を行うことで、金融機関や民生委員からの相談に繋がったケースがある。	①、下半期は各地区から要望があれば、出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)を実施。他、地域住民組織や集まり等の参加機会があれば、積極的に参加しセンターの広報活動を行うこととする。 ②、下半期は圏域内の金融機関、郵便局、医療機関、薬局、美容室等へ設置したパンフレットが少なくなっていないか確認しながら、再度設置の広報活動を行う。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながるよう支援する。	①ア・地域高齢者集会、民児協定例会にて広報イ・出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)来所者へパンフレットを手渡しする。 ②相談、申立ての支援を行う。	①ア・年10回 イ・年4回 ②随時	①ア、各地区民児協定例会でパンフレットを配布し広報した。 イ、各地区の出張相談でパンフレット配布し広報した。 ②市福祉総務課、市社協、弘前圏域権利擁護支援センターと連携、支援。	①ア、4回 イ、4回 ②相談7件 申立済3件 支援中4件	①ア、イ、各地区民児協定例会参加時、出張相談開催時に広報。地域住民等の集会等は新型コロナウイルス感染症予防のため中止となり、広報機会が少なくなっている。 ②相談件数が急増、施設入居者で身元引受人が高齢等により相談に至るケースが多い。また在宅生活者の申立支援も増え、申立後も包括としての支援が必要なケースが多い。経済的虐待や子の相続紛争中での申立介入依頼等、申立支援や対応が複雑なケースが増えてきている。	①地域住民組織や集まり等の参加機会があれば、積極的に参加し広報活動を行う。 ②申立支援が複雑化、対応が困難化しているケースは、各関係機関と連携を図りながら、対応していくこととする。特に認知症在宅高齢者への支援は地域での見守り体制等を整備する等、地域住民組織等との連携を密に行う。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時	養護者が精神障がい者で身体的虐待、緊急的な分離措置の必要性はないと判断されたが、措置施設へ入居することができたケースあり。	0件	養護者が精神疾患、高齢者が認知症で被害妄想等から暴力的になり、虐待通報時点で、すでに自主的に避難、分離しているケースが多い。速やかに緊急性の判断、分離措置ができるように各関係機関との連携が必要。	速やかに実態把握に努め、緊急性があり、分離措置を要するケースが発生した場合には、関係機関や弘前市の関係部署と連携し対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。	①弘前市の虐待マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、個別ケース会議を開催、支援方法を検討する。	①②随時	①虐待疑いで通報実12件、うち虐待認定9件 ②情報共有、今後の方針と役割分担を図るため虐待対応ケース会議を開催。	①随時 ②1回	①速やかに実態把握に努め支援している。身体的虐待8件、うち2件が心理的虐待と重複。経済的虐待が1件。 ②養護者が精神疾患または対象者が認知症等で対応が困難となり虐待に至るケースが目立っていた。相談支援事業所や医療機関との密な連携が求められている。	①虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。分離措置は関係機関と事前に協議対応する。 ②相談支援事業所や医療機関との連携に努める。支援方針に係る重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催する。
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	地域ケア個別会議を開催、支援を阻害している要因、課題と整理、支援方法を検討する。	随時	困難事例はセンター内で検討、地域ケア個別会議を随時開催している。	随時1回	在宅認知症高齢者への地域での支援方法、見守り体制等について検討している。他職種で共有、検討することで支援の方向性を決めることができる。	地域ケア個別会議を随時開催し、対応していくことで、課題の整理、支援ネットワークの構築等を図る。
オ	消費者被害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	①地域高齢者集会、民児協定例会、などで情報提供、予防啓発する。 ②出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)開催時にパンフレット等手渡しする。	①年10回 ②年4回	①各地区民児協定例会にて情報提供、資料配布。 ②パンフレットを来所者に配布、必要時に活用。	①4回 ②4回	①生活センターの注意喚起資料等を配布、予防啓発を図っている。 ②各地区での出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)で5名の来所者に資料配布している。	①引き続き関係機関や地域住民組織の活動等に参加し、消費者被害に関する情報発信を情勢に適した形で行い、予防啓発を図る。 ②出張相談を開催した場合はパンフレットを配布する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、『社会資源について』『高齢者虐待について』に関する研修会を企画・実施する。	年2回	社会資源について、講師を招き、弘前市にある、ボランティアの情報や弘前市ボランティア支援センターの役割を学ぶことが出来た。	1回	事前に社会資源について聞きたいことをアンケート調査し講義の中で回答をフィードバックした。ボランティアの活用について具体的に学ぶことができ、マネジメントの中で活用できる内容となった。	介護支援専門員のニーズに基づき「高齢者虐待について」の研修会を開催予定。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や昨年度介護支援専門員からの要望に基づき『民生委員との意見交換会』を企画・実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催。ニーズに基づき、『ストレスとの向き合い方』『8050問題について』勉強会、その他情報交換等を実施する。	①上半期1回 ②年4回(一大・二大・三大・文京地区各地区1回) ③年2回	①圏域内介護支援専門員45名(うち主任介護支援専門員17名) ②一大、二大、三大地区の民生委員児童委員との意見交換会を実施することが出来た。 ③主任介護支援専門員連絡会を実施。「ストレスとの向き合い方」について学ぶことが出来た。	①1回 ②3回 ③1回	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握することで地域課題の整理や会議への参加等、協力を得ることが出来ている。 ②実際に顔を合わせた意見交換会を行うことでお互いの役割を知り、スムーズな連携に繋がる機会となった。文京地区に関しては、民生委員側の事情で意見交換の機会を設けることが出来なかった。 ③講師より、ストレスとの向き合い方を、簡単なストレッチを交え講義頂き、日々のストレス蓄積を防ぐことの重要性を確認できた。	①上半期同様、連携しながら地域の活動に活かしていく。 ②文京地区民児協定例会との意見交換会については、今後実施は難しい。他の地区民児協定例会では実施達成し、下半期は計画なしとする。 ③8050問題について研修予定。
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年7回	自立支援に向けた定期開催と随時開催を行うことが出来た。	3回うち定期2回、随時1回	地域ケア個別会議を通し多職種からの多角的な視点での助言を頂くことで新たな気づきや支援に繋がっている。	定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時、開催を実施していく。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時	①認知症と思われる方の支援について、同行訪問には至らないが、課題整理し、警察や保健所、認知症専門医への情報提供、共有を図った。 ②困難事例に対する地域ケア個別会議の実施はなかった。	①随時 ②随時	①ケースの状況に応じて、後方支援の方法を検討している。介護支援専門員と包括と役割分担をしながら支援することが出来ている。 ②随時対応していく。	①ケースの状況に応じ、同行訪問等の支援をしていく。 ②必要時、介護支援専門員が多角的な視点での支援が出来るように地域ケア個別会議の提案、実施する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	<p>①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。</p> <p>②認知症初期集中支援チームと連携する。</p>	<p>①ア・圏域内キャラバン・メイト連絡会を実施する。</p> <p>イ・認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症高齢者たぐいまサポート事業等について広報する。</p> <p>②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。</p>	<p>①ア・年2回 イ・随時 ②随時</p>	<p>①ア・上半期は未実施。下半期開催に向けて調整中。</p> <p>イ・各地区民児協定例会、介護支援専門員連絡会で広報実施。</p> <p>②在宅認知症高齢者の地域での見守り等について、地域ケア個別会議で検討、初期集中支援チームへの相談まで至らず。</p>	<p>①ア、0回 イ、4回 ②随時</p>	<p>①ア、下半期開催に向けて調整中。イ、各地区民児協定例会にて情報提供している。</p> <p>②認知症の方、近隣地域の方の見守り体制等について、地域ケア個別会議を行い検討したが、認知症初期集中支援チームへ相談には至らず、今後も必要時検討、相談していくこととする。</p>	<p>①ア・認知症サポーター養成講座や認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)の共同開催に向けて調整する。</p> <p>イ・事業展開の中で広報活動を実施継続していく。</p> <p>②必要時積極的に相談しながら、連携を図っていく。</p>
イ 認知症の人や家族への支援	<p>①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。</p> <p>②認知症の人やその家族に対して、相談・支援を行う。</p>	<p>①ア・認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を定期開催する。</p> <p>イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。</p> <p>②事業横断的に認知症地域支援推進員が事業や地域の集会等に参加し、相談を受け、必要時支援を行う。</p>	<p>①ア・年10回 イ・下半期1回 ②随時</p>	<p>①ア、新型コロナウイルス感染予防として縮小版で実施。会場はヒロロスクエア多世代交流室。</p> <p>イ、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)実施後に振り返り、評価している。</p> <p>②三大地区の出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)に参加。</p>	<p>①ア、イ1回 ②2回</p>	<p>①ア、新型コロナウイルス感染拡大により、飲食を行わない縮小版として実施。</p> <p>イ、講義形式での開催であったが、講師への質問を通して、認知症高齢者が日常で不安に思っている事等を学生が触れる多世代交流の良い機会になった。</p> <p>②認知症への相談対応ができています。</p>	<p>①今後も縮小版として実施、多世代交流の場として提供できるように実施していく。</p> <p>②下半期も認知症地域支援推進員として事業や地域の集会等に参加していく。</p>
ウ 知識の普及	<p>①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。</p> <p>②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>②認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)、認知症サポーターステップアップ講座(高齢者たぐいまサポート訓練)など企画運営を協働で実施。</p>	<p>①ア・年5回以上 イ・目標人数100人 ②随時</p>	<p>①ア、聖愛中学高等学校学生、みちのく銀行上土手町支店行員、特養弘前静光園、弘前実業高校学生にて実施。</p> <p>②認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)実施準備から弘前学院大学学生と協働で行っている。聖愛中学高等学校学生へ認知症サポーターステップアップ講座を実施している。</p>	<p>①ア、4回 イ、59名 ②2回</p>	<p>①みちのく銀行職員に向け実施し、認知症への理解や関係機関との連携について深めることができた。聖愛中学高等学校、弘前実業高校で開催し、若い世代へも関心をもってもらうきっかけとなった。</p> <p>②高齢者たぐいまサポート訓練については、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ実施せず。寸劇を交え学生が声がけ対応し、認知症サポーターステップアップ講座として実施。若い世代へより認知症への理解を深めてもらうことができた。</p>	<p>①地域住民等からの要請時、サポーター養成講座の開催を行う。</p> <p>②下半期においても、学生と認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を協働で行う。</p>

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年7回 ②年5回 ③④随時	①定期開催、随時開催実施 ②地域の代表者が参加する地域課題の整理 ③会議の召集の際に地域ケア会議の主旨や目的を示した運営方針を示すほか口頭でも説明している。 ④事例提供の際にお願いしている。	①3回うち定期2回、随時1回 ②1回 ③随時 ④随時	①民生委員や町会の方の参加の協力も得られ、地域課題の整理にも繋がっている。 ②地域課題を事業運営として実施している。 ③④今後も継続的に周知依頼をしていく。	①計画通りに実施、随時開催も積極的に開催していく。 ②課題整理、事業運営に反映できるようにしていく。 ③④上半期同様実施していく。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】 地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。							
【地域課題】 地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。							
【地域での対応方針】 地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。							
【市、関係団体への提言】 地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。							

(様式第1号)

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	1 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	2 箇所
	主任ケアマネ	2 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する上半期の取組の評価
<p>地域の実態</p> <p>①住民や民生委員より、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を知らない人が多いとの意見がある。</p> <p>②住民や民生委員及び介護支援専門員より、認知症について理解していない人が多いとの意見がある。</p> <p>③介護支援専門員より、認知症高齢者の服薬や金銭の管理の対応に苦慮するとの意見がある。</p> <p>④病院や介護支援専門員等より、1人暮らし高齢者の緊急時対応を心配する意見が多く挙げられている。</p> <p>地域課題</p> <p>①②住民の認知症についての理解が不足しているため、認知症の啓発が必要である。</p> <p>③④住民や介護支援専門員等が医療職の助言提案を受けていない場合が多いことや、意見交換する機会が少ないことから、医療医療と福祉の連携強化が必要である。</p> <p>目標</p> <p>①地域包括支援センターを、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。</p> <p>②関係機関とのネットワークを活用して座談会や研修会を開催し、医療と福祉の連携強化を図る。</p> <p>③住民が認知症サポーター養成講座や認知症カフェを活用できる様に広報活動を強化する。</p>	<p>・地域包括支援センターを住民が理解し活用できるように、圏域を事業説明と挨拶をして回った。顔の見える関係ができた。</p> <p>・住民が認知症カフェを活用できる様に認知症カフェの内容を変更した。また、チラシを作り替え配布先を増やした。また、オンラインによりリモート参加できる環境を整えた。1回開催したが、広報活動を強化したことでニーズのある3名の住民に参加していただけた。</p> <p>・住民が認知症サポーター養成講座を受けられるように、認知症サポーター養成講座のチラシを作り配布先を増やした。3回開催、187名の養成につながる効果があった。</p> <p>・医療専門職の協力を得て、地域住民向けの座談会を開催した。住民が医療職の助言提案を受ける機会になった。</p> <p>・境関町民会館と福村農業研修会館で認知症介護者教室を開催した。住民が認知症や介護について学ぶ機会になった。また、地域包括支援センターの周知につながった。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な場所に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①20ヶ所以上に年1回 ②受付から1週間以内	①圏域の居宅介護支援事業所、薬局、金融機関、郵便局、農協、民生・児童委員に対して周知した。また、チラシの設置を依頼した。 ②希望者には基本チェックリストを実施し、1週間以内に申請した。セルフケアの重要性が理解できる様に充分説明した。	①58ヶ所に対して各1回ずつ実施。 ②112名。(9月末時点で利用実績のある事業対象者)	①必要な方が総合事業を利用できる様に、事業の周知を図った。 ②十分な説明をし、了解を頂いた上で速やかにケアマネジメントを行った。適切なサービスを利用し、セルフケアとして習慣化されるよう支援している。	①引き続き、介護予防日常生活支援総合事業の啓発に努める。 ②セルフケアの重要性が認識できるように充分説明をする。また、本人の自立支援と重度化防止のために目標に沿って取り組んで行ける様に支援する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくりをする。	①民生委員・児童委員定例会へ参加する。 ②関係機関と地域住民向けの座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②年4回 ③年3回	①豊田・東・堀越・石川地区の民生・児童委員に対して、気になる高齢者を把握した際の情報提供を依頼した。 ②ア堀越公民館で、住民向けの座談会を開催した。 ②イ東部児童センターでニコニコサロンを開催した。 ③高崎集会所で、住民に介護保険制度と地域包括支援センターの役割について説明した。	①4ヶ所に対して各1回ずつ実施。 ②ア1回。11名参加。 ②イ5回。延べ26名参加。 ③1回。9名参加。	①民生委員からの相談が13件あった。気になる高齢者を把握した際は、地域包括支援センターにつないでもらっている。 ②ア医療専門職の協力を得て、地域住民向けの座談会を開催した。住民が医療職の助言提案を受ける機会になった。 ②イ茶話、体操、講話等を通じて住民の閉じこもり予防や健康づくりを支援した。 ③地域住民が、介護保険制度と地域包括支援センターの活用について知る機会になった。	月2回ニコニコサロンを開催する。郵便局長の会からパルスオキシメーターの寄付があったため、住民の保健指導に活用していく。 豊田地区、東地区、石川地区で地域住民向けの座談会を開催する。住民が相談しやすいよう専門職と住民の顔の見える関係づくりに努める。
イ	実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ①イ在宅介護支援センターと共に住民対象に介護者教室を開催する。その際に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上に年1回 ①イ年2回 ②1週間以内、年150件	①ア圏域の居宅介護支援事業所、薬局、金融機関、郵便局、農協、民生・児童委員に対して、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。また、チラシの設置を依頼した。 ①イ境関町民会館と福村農業研修会館で認知症介護者教室を開催した。 ②速やかに訪問して実態把握した。	①ア58ヶ所で各1回ずつ実施。 ①イ6月に境関町民会館で開催。7名参加。8月に福村集会所で開催。12名参加。 ②東部地域包括支援センター76件。城東在宅介護支援センター15件。在宅介護支援センター白寿園20件。	①ア住民が必要な医療、福祉、権利擁護等と早期につながる様に、周知を図った。 ①イ住民が認知症や介護について学ぶ機会になった。また、地域包括支援センターの周知につながった。 ②速やかに適当な支援につなげるよう努めた。	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図るため、住民と顔の見える関係を作れるように取り組む。認知症介護者教室を堀越地区、石川地区で開催する。 ②継続。
ウ	総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回	イ①に同じ。	イ①に同じ。 ①イの①に同じ。 ②職員間で情報共有し、関係機関と連携して対応している。	イの①に同じ。 ②継続。	

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上に年1回 ②2回 ③随時	①2イ①アに同じ。 ②未実施。 ③成年後見制度を活用できる様に、適当に相談対応した。	①2イ①アに同じ。 ②0回。 ③相談4件。保佐開始1件。	①住民の権利が護られる様に、周知を図った。 ②成年後見制度の活用促進を図る必要がある。 ③審判確定後も関係者と連携して支援している。	①パンフレットで周知を図る。 ②圏域の介護支援専門員と施設職員を対象に10月に2回、成年後見制度の活用に関する研修会を開催する。 ③継続。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上に年1回 ②随時	①2イ①アに同じ。 ②措置を要するケースは把握しなかった。	①2イ①アに同じ。 ②0件。	周知を図った関係機関には協力の意向を示して頂けた。	①圏域の関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時	①2イ①アに同じ。 ②通報に対して、速やかに適当な対応をした。	①2イ①アに同じ。 ②通報4件。	①養護者による高齢者虐待の相談窓口として認知されていた。 ②虐待を確認し、助言対応した事例が4件。担当課と連携して対応した。	①②高齢者虐待防止対応マニュアルに沿った対応をする。
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域内の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業者に対して随時	①地域ケア個別会議を開催。 ②圏域の居宅介護支援事業所に周知。地域ケア会議の活用を呼びかけた。	①3回。4事例。 ②各1回。	①地域ケア個別会議を活用して個別課題の解決と対応力の強化を図った。 各専門職や関係機関と役割分担した。介護支援専門員とその事例の支援につながった。	①②継続。
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応をする。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②関係機関20ヶ所以上 ③随時	①②圏域の居宅介護支援事業所、薬局、金融機関、郵便局、農協、民生・児童委員に対して、気になる高齢者を把握した際は、市民生活センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。また、チラシの設置を依頼した。 ③消費者被害に関する相談はなかった。	①②2イ①アに同じ。 ③0件。	①②消費者被害に関する最新情報の周知を図った。 市民生活センターの周知につながった。	①②最新の情報を得た際は、住民への伝達を図る。 ③消費者被害を把握した際は、市民生活センターに連絡する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築 介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回	①圏域の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握した。 ②介護支援専門員が中心となって介護支援専門員連絡会で取り上げる内容を決定し、開催した。	①4月に1回。 ②2回。	①介護支援専門員同士のネットワークと関係機関との連携に役立っている。 ②リモートの利用方法等、介護支援専門員の実務に役立つ研修会を開催できた。9月21日に予定していた「他職種との意見交換会」は、新型コロナウイルス感染症予防対策のために延期した。	①②下半期の介護支援専門員連絡会は4回を予定している。研修会や意見交換会を開催する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。必要に応じて、連絡会の内容に応じた専門機関等にも参加と協力を仰ぐ。	①年4回 ②年5回	①圏域の居宅介護支援事業所に周知した。 ②オンラインによりリモート参加できる環境を整えて、研修会、連絡会を開催した。	①4月に1回、連絡会で説明しつつ書面で通知。他3回、連絡会の打ち合わせの度に周知。 ②研修会1回。連絡会1回。	①介護支援専門員が関わっている事例で地域ケア会議を3回開催した。具体的な助言提案とモニタリングが自立支援につながった。 ②圏域の介護支援専門員が中心となって企画、開催した。介護支援専門員のスキルアップと連絡体制の構築につながった。	①引き続き、地域ケア会議を活用できるように支援する。 ②アの①②に同じ。
ウ	日常的個別指導・相談 専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②ケアプランの指導や助言、サービス担当者会議の開催を支援する。	①5月まで ②随時	①イの①に同じ。 ②ケアプランの指導助言、サービス担当者会議の開催支援を随時。	①イの①に同じ。 ②ケアプラン随時。担当者会議開催支援0回。	①周知したことで相談対応がスムーズに行われている。 ②サービス担当者会議の開催を支援できることを周知する必要がある。	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。
エ	支援困難事例等への指導・助言 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理して具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時	各専門職や関係機関と連携して支援した。	5事例。	課題を整理し、関係機関や事業者と分担した。介護支援専門員とその事例の支援につながった。	継続。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回	①2イ①アに同じ。	①2イ①アに同じ。	地域や関係機関に周知された。また、顔の見える連携・ネットワーク構築につながった。	継続。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場として認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを開催する。 ②介護者教室を開催する。	①年4回 ②年2回	①チラシを作り直し配布と掲示の方法及びプログラムを見直した。また、オンラインによりリモート参加できる環境を整えた。 ②2イ①イに同じ。	①チラシ350枚配布。6月に弘前市総合学習センターで開催。3名参加。9月に予定した泉野多目的コミュニティ施設は中止。 ②2イ①イに同じ。	①チラシと周知の方法を見直したことで、住民に参加して頂けた。 ②住民が認知症や介護について学ぶ機会になった。	①②下半期は認知症カフェを弘前市総合学習センターと泉野多目的コミュニティ施設でそれぞれ1回ずつ開催予定。認知症介護者教室を堀越地区、石川地区でそれぞれ1回ずつ開催予定。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成	①認知症サポーター養成講座のチラシを作り、圏域の居宅介護支援事業所、薬局、金融機関、郵便局、農協、民生・児童委員、温泉施設、理美容店、スーパー、生命保険会社に対して周知した。 ②オンラインによるリモート参加できる環境を整えた。大学、生命保険会社で認知症サポーター養成講座を開催した。	①66ヶ所に対して各1回ずつ実施。チラシ700枚配布。 ②認知症サポーター養成講座2回、81名養成。ステップアップ講座1回、106名養成。	①認知症サポーター養成講座のチラシと周知の方法を見直した。周知をするなかで、チラシの掲示だけでなく配付も協力して下さる企業があった。	①②継続。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①6回 ②3回	①地域ケア個別会議を開催。 ②地域ケア推進会議を開催。	①3回。4事例。 ②1回。新型コロナウイルス感染症対策のため書面で開催。	①事例に応じた専門職と具体的な対応策について検討した。課題の整理と適当な支援につながっている。また、モニタリングの内容を都度出席者に報告することで、専門職として会議に出席することの価値を共有できている。 ②弘前市東部地域包括支援センターで主催している「住民との座談会」をよりよいものにするため、意見・情報交換をして、具体的な助言や提案をいただいた。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】 地域の実態の整理には至っていない。						
【地域課題】 地域課題の焦点化には至っていない。						
【地域での対応方針】 今後、課題の焦点化を行い、方針を検討する。						
【市、関係団体への提言】 今後、課題の焦点化を行い、市、関係団体への提言を整理する。						

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する上半期の取組の評価
地域の実態 1)一切かかわりたくないと身内から拒否される事例が発生している。 2)急に食べなくなった、寝て起きれなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等、重度化してからの相談が増えている。また、行方不明の事例が発生した。 3)圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかわかっていかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。 4)民生委員より、包括や圏域事業所と顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 5)感染症の影響で、集まって行う事業や会議の多くが開催できない状態となった。 6)介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。	1)身寄りのないケースの対応について、介護支援専門員からの相談で後方支援を継続している。1件は市長申立し、1件は本人申立て予定で、いずれも制度を活用して、支援していくことで対応を進めている。 2)、5)圏域施設や企業、公共機関へ出向き、包括の周知や認知症サポーター養成講座、たぐいまサポート、出前講座等々の周知を行った。養成講座は3件、出前講座2件、どちらも1件ずつオンラインでの講座を実施した。パンフレットは、更に銀行や農協等にも設置する事ができた。関係機関、圏域企業等周知を継続して行く。 3)上半期は、専門職同士の交流の場を設定する企画はできなかった。
地域課題 1)身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。 2)認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。センター事業周知不足。 3)圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。 4)民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。 5)会議や事業の開催可否が、コロナ禍に左右されてしまう。 6)介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。	4)民生委員と圏域事業所との交流についてもどのような形で実施できるか検討をしている。東目屋民生委員からの要望である認知症ケアパス勉強会も見合わせとなっている。(民生委員定例会も、コロナの感染拡大で中止されている) 6)地域の事業所に働きかけ、指導を行ってオンライン主体での会議、研修が形となってきている。有料老人ホームで「看取り・虐待」の研修、認知症サポーター養成講座、在介護連絡会、打ち合わせ等オンラインで実施することができた。
目標 1)各関係機関と連携強化を図る。 2)認知症サポーター養成講座・たぐいまサポートを積極的に周知する。(学校、企業、町内会等) 3)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。 5)パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等) 6)オンラインでの研修や会議開催に向けて、関係機関と連携を図る。 7)介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。	7)コロナ禍で地域に向けた勉強会や相談会は開催できず。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努める。 (コロナ禍で自宅に閉じこもるケースもあり、心身の機能低下や認知症状の悪化が懸念される為)	評価、モニタリング等を通し、心身の状態把握を行う。 (サービス利用中断されているケースを含む)	都度 (相談受付・対応時)	サービス利用中のケースは定期訪問実施。 サービス中断、更新しないケースは実態把握や電話での状態確認を実施した。	随時	コロナ禍でサービスを中断した方は数名あり。その他、自立されて更新しなかった方もあり。ほとんどの対象者は、自分なりに散歩やサークル等に参加し、気分転換の方法を考え、生活されていた。連絡をもらえると安心すると返答があった。

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築	1) どのような状況下におかれても対応できるよう準備し、相互関係が崩れないように連携を強化していく。 ・コロナの状況をみてパンフレット設置場所を拡大し、包括の広報に努める。 2) 資源マップの活用状況・問題点の修正。	1) 随時 2) 随時	1) 事業開始時間関係機関へケア会議や包括のパンフレットを配布し、協力依頼した。 ・敬老会や文化祭の開催は中止の報告を受ける。 ・龍ノ口町会老人クラブから依頼を受けて、消費者被害、認知サポの研修を実施した。 ・公共機関、郵便局、道の駅、町会長へパンフレットを配布した。 2) 配布先へアンケートを実施した。	1) 随時 2) 1回 (23件配布)	1) コロナ禍で、各事業が中止となっているが、なるべく他機関と交流できる方法を考え、オンラインで会議は実施することができた。老人クラブは、コロナが落ち着いた状況であったため、会場で、講座や寸劇実施することが出来た。参加している高齢者から、「いろんな話が聞けて良かった。」「包括支援センターを知らなかった」「いろんな電話が来る。被害にあわないように気を付けたい」等の声が聞かれた。高齢者は、オンライン等での研修は困難なため、対策をしっかりと行って、対面での実施が必須であると感じた。 2) 7件の返答あり。分析までは至っていない。	1) 回れていない企業等への訪問を実施し、包括支援センターの周知を行っていく。また、依頼があれば講演、研修等実施していく。 2) アンケート結果を基に見直しをしていく。
イ	実態把握	在宅介護支援センター(ランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。(健康状態の把握や予防の必要性を周知継続していく。)	毎月 (随時)	・ランチとの連絡会を実施した。 ・東目屋地区: 毎月、ランチとの情報交換を実施した。 ・岩木地区: 民生委員と情報交換の場を設け実態把握を行っていく。 ・相馬地区は、在介と連携して一緒に地域を回っていく。 ・パンフレットを配布する。	件数(全体) 364件 ・連絡会 2回 (4月、9月) ・随時 ・1回	ランチとの連絡会を行うことで各地区の状況を把握することが出来る。包括やアランチへ直接相談があることもあり、情報交換を密に行って、連携し合うことが出来た。包括支援センターというものがあることは認識していても、何を相談するところかまでは周知されていない事の課題が見えてきた。相馬地区に関しては、ランチが積極的に、包括の変更を周知してくれている。	各ランチとの連携を強化し、実態把握・地域の相談対応を継続して行く。また、地域の実情の把握に努める。
ウ	総合相談	1) 包括内の情報共有強化。(困難ケース等は随時カンファレンスも行って対応策を検討し、他機関との連携を図る。) 2) 窓口の周知。	1) 毎日 2) 随時	1) 毎朝、ミーティングを実施し情報共有に努め、必要時はその後、カンファレンスを開き対応策を検討できた。 2) 関係施設や機関、企業回りを行った。	1) 毎日 2) 3回	1) システム共有できるようにしているが、日々の業務でほのぼのへ記録困難な日もあり。ミーティングで申し送りされることで緊急の対応もスムーズにできている。 2) 関係機関や企業を回り顔の見える関係づくりに努める。パンフレット設置の場所を増やすことが出来た。前回設置したパンフレットも持ち帰られている状況が確認できた。	1) ミーティングを継続していくことで情報共有強化していく。 2) 上半期回れなかった企業等訪問し包括の周知を行い、パンフレットの設置もお願いしていく。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>1)相談者に分かりやすい説明ができる知識を習得する。</p> <p>2)制度の普及啓発活動を継続する。</p>	<p>1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護に関する研修へ参加する。</p> <p>2)話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。</p>	<p>1)2回</p> <p>2)3回</p>	<p>1)研修がなく、参加実績はなかった。</p> <p>2) ・民生委員定例会(岩木、東日屋、相馬)へ資料を配布した。 ・圏域事業所へメールを配信した。</p>	<p>1)0回</p> <p>2) ・3回</p> <p>・随時</p>	<p>・成年後見制度の研修案内のチラシを民生委員定例会で配布し、圏域事業所へは適宜メールを発信した。コロナ禍で開催依頼はないが「制度を知ることが必要」と声が聞かれているため、適時案内を発信していく必要がある。コロナの問題で集まったの勉強会ができない状況である。開催方法を検討する必要がある。</p>	<p>・講座や研修等へ参加して、自身のスキルアップに努め、業務に活かせるようにする。</p> <p>・下半期:10/21「成年後見制度普及啓発講座」、10/22「成年後見制度研修会」を受講する予定である。</p>
イ	<p>弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。</p>	<p>措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。</p>	<p>・随時</p>	<p>・措置支援の実績はなかった。</p>	<p>・0件</p>	<p>・措置が必要なケース、相談はなかったが、困難なケースが増加している。必要時には市とスムーズに連携を図れるよう、包括内でもしっかりと情報共有をしておく必要がある。</p>	<p>適宜関係機関と連携を図り対応していく。</p>
ウ	<p>1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図る。</p> <p>2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。</p> <p>3)西部圏域の社会福祉士のスキルアップを図る。</p>	<p>1)虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。</p> <p>2)会議等でチラシを配布して虐待防止に関する研修依頼を募り、企画立案する。</p> <p>3)社会福祉士名簿を活用し、顔合わせや勉強会を企画する。</p>	<p>1)随時</p> <p>2)2回</p> <p>3)1回</p>	<p>1)虐待通報はなかった。</p> <p>2)有料老人ホームにて、高齢者虐待をテーマに研修開催。</p> <p>3)完成した名簿を圏域社会福祉士へ配信した。</p>	<p>1)随時</p> <p>2)1回 9/17</p> <p>3)1回 7/5</p>	<p>1)相談があればすぐに対応できるような体制を整えておく。</p> <p>2)研修では、「看取り期の高齢者の食事摂取量が少なく、介助困難な場合ネグレクトになるのか」等の質問があり、介護職員がどういことが虐待なのか不安を抱えて介護していることが伺えた。</p>	<p>1)事案発生時は、市と速やかに連携を図り、迅速な対応を図る。</p> <p>2)今後も、各事業所へ権利擁護等の研修案内を周知する予定。</p> <p>3)下半期(年度末)で社会福祉士勉強会の企画を立案する予定。</p>
エ	<p>1)関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にする。</p> <p>2)関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)</p>	<p>1)包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催して支援策を検討する。</p> <p>2)参加形式問わず、各種研修会へ参加する。</p>	<p>1)随時</p> <p>2)随時</p>	<p>1)毎日の朝のミーティングで、支援困難な事例は、カンファレンス等を行っている。</p> <p>2)わかる事例検討会WEB仙台へ参加した。</p>	<p>1)随時</p> <p>2)随時 5/29・9/4</p>	<p>1)支援内容を朝のミーティングで共有し、課題の整理や解決策の検討を実施し、難しいケースは、市へ相談し、助言を頂いて解決できた。</p> <p>2)事例検討会へ参加できた事で困難事例の支援方法や他職種との関わり方、制度の知識習得につながった。オンライン開催の為、県外研修でもスムーズに参加できた。</p>	<p>1)適宜関係機関と連携を図る。</p> <p>2)研修開催の情報があれば、積極的に参加していく。</p>
オ	<p>情報の周知を図り、早期発見に努める。</p>	<p>・消費生活センターの研修参加や、インターネットも活用して情報収集し、得た情報は実態把握時や情報共有システム等、様々な機会を活用して提供する。</p>	<p>・随時</p>	<p>・駒越、真土・龍ノ口町会老人クラブで消費者被害に関する講座を実施した。</p> <p>・法改正があったことを、圏域全事業所へメールで配信した。</p>	<p>・随時 4/9・8/17</p>	<p>・パンフレットや寸劇で講座を実施。高齢者からは「うちにも電話が来た」「実際に劇を見たことで何かあったら思い出せる」対応の仕方が見れてよかった」と聞かれた。高齢者は書面では理解できない事があり、対面での研修の重要性を感じた。</p> <p>・送り付け商法の法改正時、情報発信している。定期的に発信することで意識付けにつながっている。</p>	<p>適宜情報収集し関係機関と連携を図る。</p>

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	各関係機関が切れ間なく支援できる連携体制を構築する。	1)地域ケア推進会議を開催する。 2)実態把握を実施し、地域の声を聴く。 3)各関係機関へ個別訪問を行い、意見交換を行う。	1)3回 2)随時 3)随時	1)少人数で開催した。 2)圏域高齢者リストの年齢の高い方から実態把握を実施した。 3)各居宅介護支援事業所へ訪問し意見交換を行った。個別に介護支援専門員へアンケート調査を実施した。	1) 1回 4/28 2) 包括件数 153件 3) 2回 4/30・8/30	1) 地域課題(地域の見守り)への取組の実施内容検討、決定に向けて、第2層生活支援コーディネーターへも参加依頼し、一緒に話し合いを行うことができた。地域との連携強化が不可欠である。 2)「高齢になったので、回ってきてもらいたい」という声が多く聞かれた。実態把握の重要性を再認識できた。 3)調査の結果、困難ケース等の解決方法は、事業所内で相談できている所が多かった。	1) 地域の見守り企画に向けて、関係機関と連携し、実行していく。 2) 高齢者リストを整理し、年齢の高い高齢者の実態把握を継続していく。 3)主任介護支援連絡会を開催し、アンケート調査結果報告し、意見交換等を行い連携体制を構築していく。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1)圏域拡大に伴い、新しい地区の介護支援専門員の状況を把握し、連携を強化していく。 2)ネットワークの構築と地域課題把握など行う。	1)圏域の主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を把握し、名簿を作成する。 2)西部圏域のケアマネ連絡会や勉強会に参加して、情報交換・情報収集をする。 ・各事業所のオンライン環境を確認する。	1)年2回 2)年2回 ・随時	1) 計画通り実施できた。 2) 西部圏域のケアマネ連絡会へオンラインにて参加した。(事務局である包括から発信)	1) 2回 4月・9月 2) 1回 6/21	1) 4月からの圏域拡大に伴い事業所が増えたり、9月から1ヶ所移転もあり人員の変動等が見られた。都度メンバーの確認を行った。 2) ケアマネ連絡会で社会資源情報の意見交換した際、利用できる社会資源がわからないといった意見が多く聞かれた。市や包括のマップ活用を提案した。事業所1ヶ所オンライン環境が整わず連絡会へ参加できなかった。	1) 圏域事業所の主任介護支援専門員、介護支援専門員の異動に伴いメンバーが入れ替わることもあり定期的に状況を確認し、相談しやすい環境を作っていく。 2) ケアマネ連絡会と連携し、圏域事業所が研修や会議に参加できる環境が整えられるように協力していく。引き続きケアマネ連絡会へ積極的に参加していく。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員へのサポートができる体制を作り、個別指導や相談しやすい環境を作る。	・定期的に圏域の居宅介護支援事業所へアウトリーチし、介護支援専門員の声を聴く。 必要に応じて、事例検討会を開催する。 ・包括支援センターが後方支援できることを伝える。	随時 年1回	介護支援専門員の声を聴くため、個別事業所訪問と圏域すべての介護支援専門員へアンケート調査を実施した。	個別事業所訪問 2回 アンケート 1回 (49名)	・アンケートを実施した結果、ケースのこと、制度、医療に関してなど悩みを抱えながら対応している方が32名いた。また、主任介護支援専門員から介護支援専門員への指導方法や業務などの情報共有を行うための主任介護支援専門員連絡会の開催依頼があった。	・アンケートの結果を踏まえ、事例検討会や勉強会など開催し、介護支援専門員のサポート体制を強化できるようにする。 ・主任介護支援専門員の情報共有や連携しやすい環境作りのため、圏域の主任介護支援専門員連絡会を開催する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員の支援の幅が広がる様、指導、助言していく。	地域ケア個別会議など様々な会議等で支援や個別での相談に応じていく。	個別ケア会議 6回 ケアマネ連絡会参加 2回 随時	コロナ禍のため、地域ケア個別会議、ケアマネ連絡会もオンラインで実施した。また、上記以外にも、介護支援専門員の後方支援の相談が増えている。	5回 5/19・6/16 7/21・8/18 9/15 1回 6/21	地域ケア個別会議を通し多職種による専門職の視点からの助言、専門医からの助言も得られるようになってきている。顔が見える連携が強化されていることで、介護支援専門員から包括への相談も増えている。	地域ケア個別会議は、定期開催のほか、介護支援専門員が抱えている困難ケースなどに対しても、必要に応じて開催し後方支援を行っていく。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	1)認知症地域支援推進員の活動を強化する。 2)各関係機関とのネットワーク強化。 3)認知症初期集中支援チームとの連携を強化する。	1)包括内推進員ミーティングを実施し、情報共有や勉強会等の企画を行う。 2) ・認知症地域支援推進員連絡会や研修へ参加する。チームオレンジは行政と連携して対応する。 ・圏域企業等へ弘前市認知症ガイドブック概要版と包括パンフレットを配布し、周知を図る。 3)初期集中支援チームと密に情報共有する。	1)年4回 2) ・適宜 ・適宜 3)随時	1)1回目…方向性を確認。2回目…ステップアップ研修の計画立案。 2) ・第1回推進員連絡会に参加した。 ・チームオレンジコーディネーター研修会参加。 ・19企業等へ配布した。 3)初期集中支援チームへの相談ケースはなかった。	1)2回 7/15-9/10 2) ・連絡会 1回 8/17 ・研修 1回 7/8 ・配布 2回 7/29-9/22 3)0件	1)相談内容を分析し、認知症に関する相談が増加していたことから、啓発のための勉強会の必要性を確認した。 2)推進員連絡会で役割を確認した。 ・チームオレンジコーディネーター研修会では、具体的なコーディネーター像を見いだせなかった。 ・積極的に資料を受け取ってくれた企業が多く、企業側からも連携したいという声が聞かれた。 3)医師との連携や家族との情報共有が密にでき、支援を展開できた為、初期集中支援チームへの相談まで至らなかった。	1)予定通り継続する。 2)認知症地域支援推進員現任研修へ参加し、他県の活動内容を知り、今後の活動に活かしていく。 ・チームオレンジ連絡会は継続し、今後の方向性を固める予定。 ・圏域企業への配布は継続し、周知を図っていく。 3)初期集中支援チームの支援が必要と思われるケースについては、適宜連携していく。
イ	認知症の人や家族への支援	1)認知症の人と家族の会と連携を強化する。 2)認知症が重症化する前の、早期からの支援に繋げていく。	1)認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有、情報収集を行う。 2)認知症状で生活に困っている方の情報収集を行い、訪問して認知症に関する各種事業等の情報提供を行う。	1)2回 2)適宜	1)家族のつどいへ参加して、情報共有や収集を行った。 2)実態把握で自宅訪問し状態の把握をした。また、相談があった際は、各種事業の情報提供を実施した。	1)1回 7/25 2)適宜	1)認知症介護の相談より、制度的な手続き(更新など)で困っている状況が見えた。 2)物忘れの訴えは、年相応に困ったと訴える高齢者は見られたが、重症化しているケースはなかった。しかし、総合相談では、急に悪くなってきたという相談も増えている。ただいまサポート事業につながったケースもあった。	1)下半期も1回以上参加して、情報共有、情報収集を行う。 2)実態把握を強化し、包括支援センターを周知することで、相談しやすい環境を整え、重症化する前に相談できるようにしていく。
ウ	知識の普及	1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。 2)認知症サポーターのフォローアップを行う。	1) ・各町会や団体、学校や企業等へ訪問し、オンライン開催の選択肢も追加して周知する。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 2)認知症ステップアップ講座を開催する。	1) ・随時 ・3回 (20名程度) 2)1回 (10名程度)	1) ・企業回りの際にチラシを配布し周知した。 ・民生委員障害部会、有料老人ホーム、老人クラブ向けに講座を開催した。 2)下半期実施に向けて計画を立てている。	1) ・随時 ・3回 6/18(36名) 7/16(18名) 8/17(17名) 2)0回	1) ・圏域の一部民間企業へ認知症サポーター養成講座の案内をし、オンラインで開催できることを含め周知することができたが、コロナ禍で企業からの依頼はなかった。 ・認知症の方への接し方について勉強になったと感想を頂いた。コロナ禍でも安心して講座が受けられる体制が必要である。 2)講座の目的と受講者に応じた内容を検討する必要がある。	1) ・回れていない企業に対して周知活動を継続していく。 ・認知症サポーター養成講座は継続して周知、開催していく。 2)R4/1/18開催する予定。

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1)前年度挙げた課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う。 2)地域ケア個別会議を通して、課題の把握に努める。 3)西部圏域ケアマネ連絡会が開催する研修への参加と連携。 4)ふれあい介護者教室・座談会の補助。 5)多様な開催手法を検討し参加機会を確保する。	1)地域ケア推進会議 ・地域づくりの検討 ・地域課題整理 2)地域ケア個別会議 3)地域の現状を把握する。 4)運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。 5)関係機関と連携し、オンラインでの開催ができる環境を作る。	1) 2回 ・1回 2)6回 3)2回 4)2回 (岩木地区、東目屋地区) 5)2回以上	1) 1回 ・地域課題解決に向けた対策等話し合った。 ・上半期は、個別ケア会議を毎月実施し、下半期で課題整理を行っていく。 2)オンラインにて予定通り実施できた。 3)西部圏域ケアマネ連絡会へ参加した。 4)事前計画したが、コロナ禍の影響で実施できなかった。 5)関係機関とはオンラインを活用し実施できた。	1) 4/28 0回 2)、5) 5回 5/19・6/16 7/21・8/18 9/15 3)1回 6/21 4)0回	1)第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域の見守りについて、今後の実施計画の立案ができた。 2)コロナ禍で、集まっての会議が開催されず、オンラインを活用することで開催できた。地域課題候補が抽出された。 3)介護支援専門員からたぐいましめ事業の仕組みがわからないとすることで、事業の説明と現状報告を行い周知することができた。 4)地域住民の声を聴くことができなかった。 5)オンラインでの会議が圏域内で行える様、各事業所と連携を図り、環境を整えることができた。まだ、数か所できない事業所もあり、操作方法など支援を行っていく必要がある。	1)企画に沿って実施していく。 2)計画通り実施していく。 3)今後も会議へ参加し、地域の現状を把握していく。 4)在宅介護支援センターと連携し、今後の運営等の検討を行っていく。 5)状況によって、対面会議やオンライン会議を検討しながら圏域すべての事業所が同様に参加できる様にする。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】 下半期で整理する。							
【地域課題】 下半期で整理する。							
【地域での対応方針】 下半期で整理する。							
【市、関係団体への提言】 下半期で整理する。							

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	4 人	ランチ数
	社会福祉士	3 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	1 箇所
	主任ケアマネ	2 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する上半期の取組の評価
<p>地域の実態</p> <p>①民生委員や薬剤師より、認知症の人が地域で増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないため困っているという意見がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がいない。家族関係が希薄で急変時や入院時に家族の連絡先がわからないため関係機関からの相談が多い。</p> <p>地域課題</p> <p>①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者が、適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。</p> <p>目標</p> <p>①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるように、認知症カフェを企画する。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の見守りや支援することができるネットワークを作る。</p>	<p>①感染症対策のため人数制限を行い7月に認知症カフェを開催。初めての開催だったが、交流センターを利用し地域住民や在介、ハウジング援助員の参加があり、講話や情報提供を行う事で認知症に対する認識や対応を理解してもらうことができた。</p> <p>②民児協地区会長へあいさつ回りをしたことで定例会へ出席し連携が図りやすくなった。地域ケア個別会議では、事例者が住んでいる地区の民生委員や警察、関係機関に出席を依頼し、介護支援専門員が抱える課題を共有し顔の見える関係作りができた。圏域介護支援専門員連絡会では、「高齢者等の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」勉強会を開催。コロナ感染拡大のため推進会議を招集しての開催ができず、意見の聞き取りが難しかった。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業の対象者へ内容説明を行い、迅速に対応する。	相談者へ基本チェックリストを実施し、社会資源を含めた適切なサービス利用の支援を行う。	相談受付後2週間以内	①総合事業新規申請 ②通所型サービス新規 ③訪問型サービス新規 ④通所型サービスG利用	①36人 ②19人 ③10人 ④延べ人数18人 実人数15人	相談から2週間以内に担当者が訪問している。相談内容や利用したいサービス、状況に応じて総合事業や介護申請を進めている。昨年度と比較し、新規で総合事業を申請しサービスにつながる件数が減少している。原因として圏域変更や一般介護予防の充実、コロナ感染拡大等が考えられる。	相談があれば訪問し、状態に応じて総合事業へつなげていく。事業対象者にならない方へも、筋力トレーニング教室やパワリハ教室などを紹介し、社会資源について紹介していく。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	各地区の民生委員、医療、介護の関係者とスムーズに連携できるように関係作りを行う。	①民生委員定例会に出席する。 ②介護支援専門員と地域住民との交流が図れるよう地域ケア個別会議、推進会議を開催する。 ③地域の社会資源をまとめて介護支援専門員に情報提供する。	①年5回 ②地域ケア個別会議年7回 推進会議年2回 ③上半期中	①民児協地区会長にあいさつ回りを実施。文京地区、朝陽地区の民生委員定例会に出席。 ②推進会議は9月に計画したが、コロナ感染拡大のため招集出来なかった。 ③圏域介護支援専門員連絡会で「高齢者等の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」勉強会を開催。	①定例会2回 ②地域ケア個別会議定例4回 推進会議1回 ③圏域介護支援専門員連絡会2回	①あいさつ回りをしたことで定例会へ出席し連携が図りやすくなった。 ②推進会議を招集しての開催ができず、意見の聞き取りが難しかった。 ③緊急通報システム、弘前市ただいまサポート事業、福祉避難所などについて情報提供を行うことができた。	①10月桔梗野地区民生委員定例会に参加予定。 ②感染症対策を行いながら、予定通り開催する。 ③10月の圏域介護支援専門員連絡会で地域社会資源をまとめ情報提供を行っていく。
イ	実態把握	支援を要する高齢者の発見、対応を行う。必要時にすぐ対応できるように緊急連絡先の把握や安心カードの活用促進。	在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し実施。	ランチ・シルバーハウス会議：年2回	ランチ・シルバーハウス会議を1回開催し、情報を共有。 在宅介護支援センターや生活福祉課からの相談で支援を要する独居高齢者の同行訪問を行った。	ランチ・シルバーハウス会議：1回	金銭管理ができず生活力のない独居高齢者で、キーパーソン不在、家族がいても拒否するケースの実態把握が目立った。介護・医療に繋がらないため、対応も難しく長期化している。	引き続き民生委員や行政と連携を図り、支援が必要な高齢者の適切な対応を行う。
ウ	総合相談	①相談窓口としての機能を多方面でPRする。 ②相談対応は、迅速に行い、困難ケースは職員間で情報共有、専門性を生かした対応を検討する。	①民生委員定例会、各会議、出前講座でPRする。 ②研修に参加し知識やネットワークを広げる。	①包括のパンフレット配布：300部以上 ②随時	①文京地区、朝陽地区民生委員定例会に出席し、活動状況と相談窓口をPRした。 交流センター、地域ケア会議出席者にパンフレット配布。 ②新規相談が213件あり、相談内容をミーティング時に情報共有している。各職域の専門を活かした研修にZoomを中心に参加した。	①文京22名、朝陽12名 交流センター5か所 地域ケア個別会議4回 40名程度 ②随時	①コロナ禍で積極的なPR活動ができなかった。一般からの相談は「市役所に相談したら包括を紹介された」というルートが多く、いかに一般市民に包括を身近に認識してもらうかが課題。 ②担当以外の職員も対応できるように新規の相談は情報を共有。困難ケースについてはファイルを作成し経過を共有。	①民生委員定例会、地域ケア個別会議を始め、地域ケア推進会議では普段あまり関わる機会のない金融機関や小売り業者などにもPRを行う。 ②引き続き相談対応は迅速に行い、困難ケースは情報共有と専門性を活かした対応を行う。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の相談時や必要と判断されるケースには、関係機関と連携しスムーズに活用できるように支援を行う。 ②成年後見制度の理解を深め、各会議でPRを行う。	①関係機関を招集し、支援方法の検討、申し立て支援を実施。 ②民生委員定例会やGH運営推進会議などで成年後見制度のPRを行う。	①随時 ②民生委員定例会5か所、GH6か所他	①相談が3件あり、うち1件弘前圏域権利擁護支援センターへ相談。昨年度相談のあったケース2件申し立て支援し後見人に引き継いだ。	①相談3件 首長申立1件 ②未実施	①あつふるハートや法テラスの活用についても検討した。後見人に引き継ぐまでの間、金銭管理をする担い手がいないため困っている。 ②GH運営推進会議はコロナ禍でほとんど中止となりPRの機会が少なかった。	①成年後見制度の相談時に、関連する制度の活用を含めスムーズに支援できるよう関係機関との連携を図る。 ②成年後見制度活用促進のため会議等でPRを行っていく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し対応する。	情報の確認を行い、市の指示に従い関係施設と連携し支援する。	随時	ケースなし	0件	措置に至るケースは無かった。	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し、対応していく。
ウ 高齢者虐待への対応	①高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応する。 ②地域住民へ包括が高齢者虐待相談窓口であることをPRする。	①情報収集と事実確認を迅速に行い、関係機関と連携し対応する。 ②民生委員定例会や出前講座などで包括のPRを行う。	①随時 ②民生委員定例会5回 出前講座依頼時	①相談受付後、関係機関と連携し、速やかに情報収集と事実確認を行った。 ②民生委員定例会出席時に、パンフレット等を活用し相談窓口についてPRしている。	①相談受付3件内虐待事実有2件 ②民生委員定例会2回	①ケースによっては虐待者の精神疾患や家族に課題があり、対応に苦慮する場面があったがその都度関係機関と協力している。 ②コロナ禍で出前講座等の開催も減少したため、PRの機会が少なかった。	①相談があった際は、関係機関と連携し迅速に事実確認と必要な対応を行っていく。 ②虐待の早期発見のため、地域住民へのPRを継続していく。
エ 困難事例への対応	①地域ケア個別会議を開催し課題の整理と支援策を検討する。 ②三職種で困難な事例について情報共有し専門性を生かして対応する。	①困難事例の地域ケア個別会議を開催。 ②相談内容を三職種で共有し、専門的な助言を出し合い主担副担で対応する。	①地域ケア個別会議定例7回と随時 ②朝のミーティング時と都度	①感染症対策行い、地域ケア個別会議を計画通り実施。随時では後見制度の利用と退院後の支援について関係機関とともに検討した。 ②ミーティングの他、対応状況を週1回書面で共有。必要に応じ職員2名で対応している。	①定例4回、随時1回 ②ミーティング毎朝、対応状況確認週1回。困難事例22件。	①認知症の方と家族の支援や、キーパーソン不在に伴い金銭管理、健康管理面で問題があるケース等、課題を整理し、関係機関と支援策を検討した。 ②虐待や生活困窮、認知症、受診拒否等のケースで三職種間で情報共有し、訪問や相談、関係機関と連携し対応。	①下半期は3回計画。その他必要に応じて随時開催。コロナ禍だができるだけ開催し、関係機関と連携し困難事例について検討できる場を維持していく。開催できない場合は書面を用いて行う等、代替の方法を検討する。 ②随時相談を受付し、三職種で情報共有し都度対応策を検討する。
オ 消費者被害の防止	市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や居宅、介護サービス事業所へ消費者被害のパンフレットを配布し注意喚起する。	民生委員定例会や出前講座、各連絡会などで注意喚起する。	民生委員定例会5回 出前講座依頼時、介護支援専門員、GH連絡会開催時	民生委員定例会や各種会議で消費者被害のパンフレットやグッズを配布し注意喚起を行った。コロナ禍で一部中止。	民生委員定例会2回、介護支援専門員連絡会2回 認知症カフェ1回	直接被害の相談はなかったが、民生委員定例会等でパンフレットを用いて注意喚起することができた。	継続して注意喚起を行っていく。コロナ禍のため民生委員定例会等は中止となる場合も考えられるが、相談での訪問時等、適宜注意を呼び掛けていく。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。	①地域ケア会議の出席者と顔の見える関係を作り連携する。 ②地域の社会資源をまとめて介護支援専門員に情報提供する。	①地域ケア個別会議年7回 推進会議年2回 ②上半期中	①民生委員、多職種に出席を依頼し地域ケア個別会議を開催できた。推進会議は9月に計画したが、コロナ感染拡大のため招集出来なかった。 ②包括で把握している社会資源をまとめ中。	①定例4回 随時1回 推進1回 (文書) ②未実施	事例者が住んでいる地区の民生委員や警察、関係機関に出席を依頼し、介護支援専門員が抱える課題を共有し顔の見える関係作りができた。コロナ禍のため推進会議が文書での聞き取りとなり、介護支援専門員との交流が出来なかった。	各会議を通して、地域住民、医療、福祉、関係機関が連携できる体制を作る。10月の圏域介護支援専門員連絡会で社会資源を情報提供する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域介護支援専門員が中心になり、勉強会や情報交換の場を企画できるよう支援する。	「高齢者等の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」の勉強会と、多職種交流会を開催する。	圏域介護支援専門員連絡会年4回	圏域介護支援専門員連絡会開催時のアンケートやリーダー・サブリーダーとの打ち合わせを行い、要望のあった勉強会を計画通り開催。多職種交流会の開催に向けて打ち合わせ中。	圏域介護支援専門員連絡会2回	コロナ禍のため、圏域介護支援専門員全員の出席や多職種の参加が困難ではあるが、工夫しながら情報交換の場を企画する必要がある。	圏域介護支援専門員と地域の多職種関係者との情報交換の場を企画できるよう支援する。
ウ	日常的個別指導・相談	自立支援型地域ケア個別会議を開催し介護予防ケアマネジメント力向上に努める。	介護支援専門員の軽度者のケアプランを検討する。	自立支援型地域ケア個別会議年7回	介護支援専門員から事例提供を受け自立支援型地域ケア個別会議を開催。	地域ケア個別会議定例4回	複合的な問題を抱えているケースが多く、会議を通して多職種からの助言により連携を図る事で介護支援専門員の支援に繋がっている。	介護支援専門員が困難を抱えている軽度者のケースの検討を行う。また必要に応じて随時会議を開催する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難な事例について三職種で情報共有し適切な助言を行う。必要時は同行訪問やケース会議を開催し支援策を検討する。	相談内容を三職種で共有し、専門的な助言を出し合い助言を行う。困難事例のケース会議を開催。	随時	毎週困難ケースを三職種で確認し情報共有している。困難ケースに関しては地域ケア個別会議を開催。	地域ケア個別会議随時1回 ケース会議1回	三職種が困難ケースの情報を共有し、必要に応じて話し合いを行い、介護支援専門員と同行訪問し連携を図って対応している。	三職種で困難ケースの情報を共有し、適切な助言を行う。また必要時には多職種と連携し問題解決に繋げる。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	地域住民やサービス事業所など関係機関と協力し、認知症カフェを企画。	認知症カフェの企画。	年2回	地域住民、事業所職員出席で、認知症カフェの実施。	1回	感染症対策のため人数制限を行い7月に開催。初めての開催だったが、交流センターを利用し地域住民や在介、ハウジング援助員の参加があった。	1月に地域住民やサービス事業所と協力し認知症カフェを開催する。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の人や家族が、情報交換できる場を設定する。	認知症カフェの企画。	年2回	認知症についての講話、ただいまサポート事業の説明。川柳で脳トレ・手遊び体操を実施。	1回	認知症カフェを開催し講話や情報提供を行う事で認知症に対しての認識や対応を理解してもらうことができた。認知症の人や家族、地域住民の参加を増やすには送迎が課題。ただいまサポート事業の登録者が徐々に増えている。	認知症の人や家族が気軽に相談でき、安心して生活できるように認知症カフェの開催を継続する。
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やす。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③地域住民へ知識の普及を図る。	①認知症サポーター養成講座の開催。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③民生委員定例会や出前講座。	①年3回 受講者50名 ②年1回 受講者20名 ③年5回	①②コロナ感染拡大防止の為開催できなかった。 ③朝陽地区、文京地区に参加。出前講座の依頼はない。	①②0回 ③2回 出前講座0回	①②感染対策を行い、実施に繋げる。 ③民生委員定例会出席依頼あり、包括の活動状況報告や在宅支援センターの状況について認知症の相談窓口であることを報告した。今後も出席依頼があった場合、コロナ感染拡大防止に注意しながら出席をしていく。	①認知症サポーター養成講座の周知と開催。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③認知症について、知識の普及を地域住民へ行う。

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①圏域の介護支援専門員に声掛けし、定期的に地域ケア個別会議を開催し、自立支援や個別ケースの課題を整理し、地域課題候補を抽出する。 ②地域ケア推進会議を開催し、多職種と連携し地域の課題を明確化する。	①自立支援型または支援困難事例の地域ケア個別会議の開催。 ②地域ケア推進会議の開催。	①定例7回と随時 ②年2回	①地域ケア個別会議の開催。 ②地域ケア推進会議の開催。	①定例4回 随時1回 ②1回 (文書)	①民生委員や警察、関係機関に出席を依頼し、介護支援専門員が抱える課題から地域課題候補を抽出することができた。 ②9月のコロナ感染拡大のため推進会議が文書での聞き取りとなったが、地域課題を明確化できた。コロナ禍での開催方法の検討が必要。	①圏域の介護支援専門員や包括の事例について定期的に地域ケア個別会議を開催し、個別課題を整理し、地域課題候補を抽出する。 ②地域ケア推進会議を開催し、地域の課題、対応方針を検討する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・認知症の人がいてもどこに相談すれば良いかわからない。身寄りのない独居高齢者が増え、認知症の高齢者を把握することが困難。認知症の症状が悪化してから受診するため、入院が必要なケースが多い。物忘れが酷く金銭管理ができないが、支援者がいないため生活が出来なくなる高齢者の相談が増加。
- ・キーパーソン不在の高齢者の増加に伴い、医療同意や保証人問題、金銭管理について、医療、福祉関係者が苦慮している。

【地域課題】

- ①認知症の理解が不十分なため、重度化してからの相談が多く、相談窓口の周知を図る必要がある。
- ②高齢化が進んでいる中、地域との関りが薄く孤立している高齢者が多いため、認知症や病気が重症化してから受診に繋がることが多い。地域で見守り体制を整える必要がある。
- ③キーパーソン不在の高齢者の増加に伴い問題を多く抱えるケースが増えているため、支援体制を整える必要がある。

【地域での対応方針】

- ①地域住民等に、民生委員や地域包括支援センター、病院や薬局など、認知症について気軽に相談できる窓口や、認知症カフェ、ふれあいの居場所などの社会資源をPRする。
- ②関係機関で情報共有し、定期訪問など役割分担できる体制を整える。
- ③関係機関が集まり、キーパーソン不在の高齢者の保証人問題、金銭管理などについて意見交換する。

【市、関係団体への提言】

- ・認知症に関する啓発活動の強化。
- ・民生委員やボランティアの活動を市が支援する。
- ・保証人や金銭管理ができる法人などを募集する。

(様式第1号)

令和3年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	1人	予防給付プラン担当	2人	ランチ数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0人	4箇所
	主任ケアマネ	1人			

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)	令和3年度目標に対する上半期の取組の評価
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 県外などで働いていた方が高齢期になり地域に移住もしくはUターンしてきた場合、古くから住んでいる地元住民との関係が上手く形成できず、地域のなかで孤立してしまう。 相談先としての地域包括支援センターの地域住民への認知が十分ではない。 地域包括支援センターと各地区民生委員との連携が上手く機能していない。 親世代の高齢化に伴い、障がいや疑われる子の問題が表出するケースが増えている。 ハード、ソフトの両面において社会資源に乏しい。 <p>地域課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 特に独居高齢者世帯については、地域のなかで孤立、引きこもり状態になっても相談や支援に繋がりにくい状態であるため、未登録高齢者世帯の実態把握推進が必要。 介護や認知症などの相談先が良く分からないとの声が地域住民から出ており、地域に向けて地域包括支援センターの事業周知を進めていく必要がある。 高齢者世帯については、子の障がいなどの複合的な課題を抱えているケースの表出も増えてきているため、相談や訪問の際には家族や家庭の状況を的確に把握したうえで対応する必要がある。 <p>目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域の高齢者世帯の実態把握を推進するため、令和2年度末時点で訪問実績のない高齢者世帯の実態把握を年間192件実施する。 民生委員との積極的な支援連携や民生委員児童委員協議会定例会への定期的な出席機会を設けるなどしながら、民生委員に対する地域包括支援センター事業の理解促進とネットワーク基盤の構築を図る。 複合的課題を抱えている世帯を早期発見し、適切な専門機関への繋ぎや連携を図れるよう、世帯を家庭全体として捉える視点でのアセスメントも進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域4ヶ所のランチと連携しながら、令和2年度末までに実態把握等の訪問実績のない高齢者世帯の訪問によるアウトリーチを進めており、上半期は77件(上半期目標値96件)の未訪問の高齢者世帯宅を訪問した。訪問した世帯は現役で農業に従事している方などが多数であったが、なかには独居高齢者で定期訪問が必要と判断される方もおり、独居高齢者の生活上の問題の早期発見、早期対応に繋がれるよう、引き続き同様の活動を続けていく。 年度初めに北部圏域4地区の民児協定例会や町会長定例会へ出席。他、民生委員からの依頼で介護保険制度や高齢者支援に関する講座を行い、地域包括支援センター事業や制度等に関する理解促進を図ることで、地域の気になる高齢者に関する民生委員からの相談や円滑な連携が取れる体制整備にも繋がっている。 地域連携や地域の介護予防推進の一環として、今年度は高杉公民館と共催で『イキイキ体操教室』を定例で開催し、地域住民や地域関係者への介護予防啓発に向けた取り組みを行った。今後、住民主体の『つどいの場』を整備していくうえでは、地域住民や地域関係者と協働した取り組みを進めながら、地域住民が主体的に参画できる基盤づくりが必要と考える。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和3年度計画	R3年度計画内容		R3年度上半期実績		課題・評価	R3年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	心身機能の維持向上を図れるよう、適切なケアマネジメントを行うことで総合事業の利用支援を行う。	アセスメントによる対象者の状態把握、基本チェックリストの実施、サービスの利用支援、効果的なケアマネジメントの提供。	相談内容に応じて適宜対応	対象者への総合事業や利用までの流れに関する説明、チェックリストやマネジメントの実施。	事業対象者の支援件数:上半期延べ503件	介護予防の視点でマネジメントしながら、ニーズに基づき必要なサービスの利用へ繋げている。	上半期の取り組みを継続する。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	1. 民生委員との連携基盤の整備。 2. 地域に存在する個人商店等の社会資源との連携を図るためのネットワーク構築。	1-①民生委員児童委員協議会定例会への出席。 1-②必要に応じて困難ケース等への支援連携の働き掛けを行う。 1-③支援対象者に関する必要な情報の共有。 2-①センター事業の内容説明とパンフレット設置の依頼。 2-②パンフレット設置先の定期訪問による情報収集の実施。	1-①:各地区年2回以上 1-②:随時 1-③:随時 2-①:4月 2-②:10月、他随時	1-①:圏域4地区の定例会に出席。 1-②:地域ケア個別会議への地区民生委員と町会長の出席。 1-③:連携時の情報共有。 2-①:JAつがる(船沢支店、弘前北支店)、船沢郵便局、船沢出張所、船沢公民館、個人商店(4件)にパンフレット配布と事業説明を実施。 2-②、パンフレット設置時に実施。	1-①:北辰:1回、船沢:2回、新和:3回、裾野:1回 1-②:民生委員:1回、町会長:2回 1-③:随時 2-①:9ヶ所 2-②:パンフレット設置時	1. 民児協定例会へ出席した際、地区の民生委員より気になるケースや対応についての相談があるなど、民生委員との連携体制は徐々にではあるが強化が図られている。 2. 上半期は昨年度パンフレット設置をしていない場所を訪問し、事業周知に関する活動を行い、地域包括支援センターの住民周知を図った。	1. 下半期も同様の取り組みを継続し、民生委員との連携体制強化を図っていく。 2. 昨年度および今年度上半期のパンフレット設置先を訪問することで、地域関係者や地域の関係機関とのネットワーク強化を図っていく。
イ	実態把握	1. 地域の高齢者実態の把握。 2. 潜在的な地域ニーズの抽出。	1. 地域の高齢者実態を適切に把握するため、未把握高齢者世帯の実態把握を進める。 2. 在介連携会議で未把握高齢者の実態把握内容や個別ケースに関する情報共有を行い、潜在的な地域ニーズの抽出に繋げる。	1. 包括、各ランチとも年間50件。うち未登録高齢者世帯は包括が年間96件、各ランチが年間24件。 2. 毎月	1. 毎月の目標値を設定して計画的に実態把握を実施。 2. 毎月の会議にて情報共有を行っている。	1. 包括:73件、裾野:29件、船沢:50件、北辰:21件、新和:24件 2. 6回(うち書面会議1回)	1. 未把握の高齢者世帯については、高齢者リストを活用しながら実態把握を実施しているが、農繁期は日中不在の世帯も多く、上半期分の目標値は達成できなかった。未把握高齢者世帯の訪問数は全体の実態把握訪問件数のうち77件。 2. 会議を毎月の実施とすることで、情報共有がスムーズになり、包括と在介の連携強化に繋がっている。	1. 下半期についても上半期同様に未把握の高齢者世帯の実態把握を進めていく。 2. 下半期は実態把握を通じた潜在的な地域ニーズの抽出を図れるよう、毎月の会議において地域課題についても検討する機会を設ける。
ウ	総合相談	1. 地域に向けた地域包括支援センターの事業理解と周知の推進。 2. 定期的な出張相談の実施による相談機能の強化を図る。	1. 地域の商店などの他、出張所、公民館、郵便局など地域住民が日常的に利用する施設を中心にパンフレット設置を進める。 2-①高杉公民館と共催で開催する『思い出のうたでイキイキ体操教室』での出張相談の併設。 2-②認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)での出張相談の併設。	1. 4月、10月 2-①:5月、7月、9月、11月、1月、3月に実施。 2-②:1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区)	1. 圏域における関係機関や個人商店を回り、計9ヶ所にパンフレットを設置した。 2. 5月と7月の体操教室にて出張相談を併設。出張相談については事前に案内用ポスターにて周知を図った。 3. 上半期の実施予定なし。下半期にて実施予定。	1. 圏域内9ヶ所の公共施設や個人商店に設置 2. 5/28、7/30に実施。9月に予定していた活動は新型コロナの影響にて中止。	1. 昨年度のパンフレット設置依頼状況を踏まえ、パンフレット未設置の公共施設や商店を回っている。 2. イキイキ体操教室については、5/28は7名、7/30は12名の地域住民の方の参加があった。介護相談の併設に関しても、事前に案内ポスターを各町会の回覧板にて回覧したり、公民館や郵便局等に掲示することで周知を図っていたが、特に出張相談の利用はなかった。	1. 下半期は地域住民の身近にある個人商店等を中心に巡回することでインフォーマルな部分でのネットワーク構築を図っていく。 2. 上半期の取り組みを継続する。 3. 年間計画に基づき活動を進める。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	1. 成年後見制度の利用が必要と判断されるケースの申立支援を推進する。 2. 成年後見制度の活用促進に繋がられるよう、地域の介護支援専門員を対象とした成年後見制度理解のための勉強会を実施する。	1. 相談ケースにおいて成年後見制度の必要性が高いと判断されるものについては、家族等へ制度の利用について相談しながら申立てに繋げる。 2. 北部圏域ケアマネ会議にて勉強会を実施。	1. 随時 2. 8月	1. 申立を保留としていたケースについて、担当ケアマネからの相談により再度申立支援を開始している。 2. 8月の北部圏域ケアマネ会議にて、弘前圏域権利擁護支援センター藤田氏を講師として『成年後見制度について』の勉強会を実施した。	1. 申立支援1件 2. 8/19実施	1. 現状で家族が財産管理等の本人の権利擁護に関する対応ができていないケースが多いが、今後、成年後見制度の利用が必要になるのではないと思われるケースがあるため、経過を見守っていく必要がある。 2. ケアマネ対象の後見制度に関する勉強会を開催することで、制度の意義や内容について理解を図ることができた。	1. 家族やケアマネからの相談の他、実態把握や訪問支援等で成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについては都度対応していく。 2. ケアマネ等から成年後見制度についての問い合わせがあった際に必要な説明等を行うことで、制度理解と活用促進を図っていく。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	行政関係部署と連携して対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、行政関係部署へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	事案発生時	該当ケースなし。	該当なし	在宅高齢者短期入所事業での対応ケースが4件あったが、措置該当ケースはなかった。	措置が必要と判断される案件については、行政や関係機関と情報共有を図りながら、適切かつ速やかに対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、行政関係部署と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	事案発生時	サービス提供先事業所からの相談により対応。	1件	各関係機関や担当ケアマネと連携した対応ができています。	相談や訪問にて虐待が疑われるケースについては、行政と密に情報共有しながら虐待対応マニュアルに基づいた対応を行う。
エ	困難事例への対応	関係機関等とも連携しながら、必要な対応や支援を行う。	困難事例については、三職種会議にて状況や情報の整理を行い、必要に応じて行政や関係機関等とも連携した対応や支援を実施する。	随時	該当する案件については、三職種会議にて支援検討を行いながら対応している。	随時対応	必要に応じて行政や関係機関などと連携しながら支援対応を行っている。また、ケースカンファレンスや地域ケア会議を開催してのケース検討も実施した。	必要なケースについては、三職種会議や地域ケア会議にて支援検討を行い、関係機関等と情報共有や連携を図りながら対応していく。
オ	消費者被害の防止	1. 市民生活センターより情報収集を行い、地域住民等へ消費者被害の情報を発信することで被害の未然防止を図る。 2. 消費者被害の相談があった場合には、市民生活センター等の関係機関と連携して対応する。	1. 市民生活センターから消費者被害に関する情報があった場合、町会や民生委員、介護支援専門員へ情報提供する。 2. 消費者被害の相談があった場合には、市民生活センターと連携した対応を行う。	1. 随時 2. 随時	在介連携会議や民児協定期会にて消費者被害に関する情報提供と地域住民への注意喚起を依頼した。	1. 在介連携会議:1回、民児協定期会(圏域4地区で各1回)	在介連携会議(5/6)、民児協定期会(船沢4/20、新和4/26、裾野4/26、北辰4/27)にて情報提供と注意喚起を実施した。	市民生活センター等からの情報収集を行い、地域に情報発信することで消費者被害の未然防止を図る。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員等の専門職、民生委員、町会など、地域全体としての連携体制の構築を推進する。	地域全体での連携体制構築の推進に向け、地域ケア会議への民生委員、町会長等の地域関係者の出席を積極的に働きかける。	地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月	5月開催の地域ケア会議(2回)への対象者の居住地区民生委員と町会長の出席。9月の推進会議は青森県の新型コロナウイルス感染症緊急対策を踏まえ延期。	地域ケア個別会議:5/14(2ケース)、6/16、7/15	地域での見守りや情報共有が必要なケースについて、地区の民生委員と町会長へ会議参加してもらったことで、本人の地域での生活状況についての情報を得ることができ、双方の情報共有が図られた。	現在の取り組みを継続し、民生委員や町会長と相互に相談や対応ができる体制の強化を図り、地域全体としての見守りなどの連携体制づくりを進めている。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	主として北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や勉強会、困りごとについて話し合いができる機会を設定し、地域における介護支援専門員の連携強化を図る。	北部圏域ケアマネ会議を定期的開催することで、地域の介護支援専門員の情報交換や学びの場となるような機会を設定する。	4月、8月、11月、1月	北部圏域ケアマネ会議において、意見交換や情報提供、勉強会を実施した。	2回(4/20、8/19)	4月の会議では制度改正に関する情報交換の他、北部圏域で活用できる社会資源情報について北部包括でまとめた一覧を配布。8月の会議においては、弘前圏域権利擁護支援センターの藤田氏を講師として、成年後見制度についての勉強会を開催した。	下半期は11月と1月の2回の北部圏域ケアマネ会議の開催を予定しており、北部圏域に事業所が所在する事業所を中心として、相互に連携を図る体制強化を図っていく。
ウ	日常的個別指導・相談	1. 主任介護支援専門員(包括三職種)と地域の介護支援専門員のラポール形成を推進する。 2. 地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での事例検討や情報交換を通じ、地域の介護支援専門員に対する後方支援に取り組む。	1. 北部圏域で活動する介護支援専門員との地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での関わりを通じ、主任介護支援専門員(包括三職種)と地域の介護支援専門員との連携体制の強化を図る。 2. 地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での個別事例の検討等を通じ、必要な後方支援を行う。	地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月 北部圏域ケアマネ会議:4月、8月、11月、1月 2. 同上	北部圏域で活動する介護支援専門員を対象とした北部圏域ケアマネ会議の開催と地域ケア会議での圏域で活動する介護支援専門員が担当する支援事例の検討を実施。	北部圏域ケアマネ会議:4/20、8/19	ケアマネ会議での意見交換や情報交換、勉強会の開催にあたり、ケアマネへのアンケート実施や聞き取りによる情報収集を行い、地域で活動する介護支援専門員へ積極的に働き掛けることで、相互に相談や意見交流がしやすい環境づくりに取り組んだ。	地域の介護支援専門員と円滑な連携を図れるよう、北部圏域ケアマネ会議や地域ケア会議、介護支援専門員からの相談への対応を行いながら、地域で活動する介護支援専門員とのラポール形成を進めていく。
エ	支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員から相談のあった困難事例等について、地域ケア個別会議を活用した個別事例の検討機会を提供する。	北部圏域ケアマネ会議等を活用し、地域の介護支援専門員が担当する困難事例等の相談受付を行うことで、必要に応じて地域ケア個別会議等の検討機会を提供する。	随時	地域の介護支援専門員からの相談により、定例外での地域ケア会議を2回開催した。	2件	地域や行政、関係機関との連携が必要な事例について、介護支援専門員からの相談により、民生委員や町会長、行政担当課を交えての地域ケア会議を開催することで、情報共有と連携した対応に繋げることができた。	地域の介護支援専門員が対応に苦慮している事例については、地域ケア個別会議での事例検討の機会を設けるなどの後方支援に取り組んでいく。

令和 3 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	1. 必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター等と連携して認知症患者への支援を行う。 2. 他圏域の地域包括支援センター等の認知症地域支援推進員と連携しながら、地域の認知症支援の充実を図る。	1. 受診に繋がらないケース等について、精神科病院や認知症疾患医療センターへ相談しながら支援する。 2. 認知症地域支援推進員会議へ出席することで連携強化を図る。	1. 随時 2. 随時	1. 認知症初期集中支援チームへの相談から連携支援に繋がった事例が1件あった(支援継続中)。 2. 認知症地域支援推進員連絡会への出席。	1. 上半期: 1件(チーム支援継続中) 2. 1回(8/17)	対象ケースについて、認知症初期集中支援チームとの連携した支援を行うことで、対象者への円滑なアプローチおよび支援に繋がっている。 下半期も対象となる事例については、医療機関や認知症初期集中支援チームへ相談しながら対応していく。
イ	認知症の人や家族への支援	1. 家族、地域住民を対象とした認知症関連の勉強会を開催する。 2. 相談窓口としての機能及び連携の強化。	1. 認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)において認知症関連の勉強会を実施。 2-①『認知症の人と家族の会』への参加を通じて、認知症関連相談の受付を行う。 2-②認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)や地域イベントでの出張相談の実施。	1. 1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区) 2-①:参加予定に準じて実施 2-②:1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区)	1. 下半期に開催する認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)の開催に向け、地域住民へのアンケートにより、ニーズアセスメントを行った。 2-①:9/12開催予定の会に参加予定であったが、青森県の新型コロナウイルス感染症緊急対策により開催中止となった。 2-②:北部圏域サロンやイキイキ体操教室にて出張相談を併設した。	1. 上半期開催予定なし 2-①:開催中止 2-②:イキイキ体操教室(5/28、7/30)、北部圏域サロン(8/11)	1. 上半期は北部圏域サロンや支援高齢者等の自宅訪問の機会を活用してアンケートを実施し、下半期の認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)開催に向けた準備に取り組んだ。 2. 北部圏域サロンやイキイキ体操教室にて事前の周知も行いながら出張相談を併設したが、参加者からの当日の相談には至っていない。
ウ	知識の普及	地域における認知症サポーターの養成。	北部圏域での認知症サポーター養成講座の開催。	年1回以上(目標値:10名)	9/2に北辰中学校で開催予定であった認知症サポーター養成講座は延期となったため未実施。	未実施	北辰中学校において9/2に認知症サポーター養成講座を開催予定であったが、青森県の新型コロナウイルス感染症緊急対策の発令もあり、開催延期となった。 上半期に予定していた北辰中学校での認知症サポーター養成講座の実施。

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度上半期実績		課題・評価	R 3 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1. 地域ケア会議を通じた潜在的な地域課題の抽出。 2. 日常業務を通じた地域課題の抽出と把握。	1. 地域ケア会議への地域関係者の出席を推進することで、潜在的な部分も含めた地域課題の抽出を図る。 2. 三職種会議において、相談ケースの整理、分析を行うことで地域課題を抽出する。	1. 地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月 2. 随時	1. 必要に応じて地区の民生委員や町会長に地域ケア会議への出席を呼び掛け、会議への参加に繋げた。また、9月に予定していた地域ケア推進会議は延期となった。 2. 三職種会議にて上半期における地域課題候補について検証した。	1. 地域ケア個別会議:4回(うち地域関係者の出席:2回) 2. 1回(8/11)	1. 地区の民生委員や町会長に地域ケア個別会議に出席してもらうことで、担当の介護支援専門員との連携体制の構築や情報共有を図ることができ、地域課題候補の抽出にも繋がっている。 2. 上半期の地域ケア個別会議や業務を通じた地域課題候補について検討し、地域ケア推進会議に向けた準備を進めた。	1. 上半期同様、地域ケア会議での地域課題候補の抽出に取り組む。 2. 延期となった9月の地域ケア推進会議を11月に実施する。また、下半期の地域ケア推進会議に向けた準備も進めていく。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

1. 定年退職後など高齢になってから移り住んで来た方や帰郷した方については、既存の地域コミュニティに溶け込んでいくことが難しい地域特性がある。
2. 親類や地域住民から孤立した状況にある人については、地域住民の協力を得られず、地域での互助を機能させることが難しい。
3. 地域住民や親族からの支援が難しい方に突発的な受診の必要性が生じた際、緊急での受診を支援をする仕組みや社会資源がない。
4. 過疎化により地域住民同士の関わりや集いの場が限られていることから引きこもりがちとなっている高齢者が多い。

【地域課題】

移住者や帰郷者などは既存の地域コミュニティに入り込むことが難しい地域特性から、特に高齢期になってから地域に移り住んで来た方については、地域から孤立し、引きこもりがちとなっている状況が多く見受けられ、結果、心身のフレイル状態を引き起こしている高齢者の相談ケースが増加している。

【地域での対応方針】

11月に延期となった地域ケア推進会議にて検討を行い、地域課題の抽出を行う。

【市、関係団体への提言】

11月に延期となった地域ケア推進会議にて検討する。

※朱書き部分が令和3年度からの変更箇所
評価指標項目には、新たに*を付けました。

令和4年度弘前市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この「弘前市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公正・中立性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行います。（*）

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。（*）

3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、情報の共有や相互の助言等を通じ支援の目標に向かって連携します。

市や地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。（*）

IV 業務推進の指針

1 運営体制

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。(＊)

(2) 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守します。(＊)

(3) 相談者のプライバシーの確保

地域包括支援センターに於いて、相談者のプライバシーが守られるような相談場所を確保します。(＊)

(4) 職員の資質の向上

すべての職員に対し専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等に配慮を行い、一部職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有できる体制を整えます。(＊)

(5) 苦情・事故対応

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口を設置します。

苦情を受けた場合、または、事故があった場合にはその内容及び対応を記録し、必要に応じて速やかに市に報告します。(＊)

(6) 相談体制の利便性の確保

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、夜間、早朝、休日の窓口（連絡先）を設置し、周知を図ります。

また、住民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことを目的に、実績のある在宅介護支援センターを地域包括支援センター協力機関（ブランチ）として活用します。(＊)

(7) 感染症の予防と発生時の対応

職員は日ごろから健康管理を心掛け感染症の予防に努めます。

また、感染症の感染拡大期においては、対面での地域活動が制限される場合も想定されるが、その場合においても、電話や文書、オンライン会議等を通じて可能な限り取り組みが継続されるよう柔軟に対応します。

センターで感染症が発生した場合は、関連する法令に定める届出義務がある場合はこれに従うとともに、顛末を記録し市に報告します。

やむを得ずセンターを閉館する必要がある場合は、速やかに市に報告し対応を協議します。また、協議の結果を必要に応じて関係機関等へ周知します。

※感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症とする。

(8) 災害発生時の対応

災害発生を想定した避難訓練等を定期的に行います。また、災害発生時の対応について要支援者の対応策を整備します。

2 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう「弘前市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」に従い介護予防ケアマネジメントを行います。

(*)

3 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワーク構築

サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活動可能な機関、団体等の把握を行うとともに、地域に社会資源がない場合には生活支援コーディネーターと連携し、その開発に努め、専門的・継続的な相談支援に当たって必要となるネットワークを構築します。(*)

(2) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

実態把握は1ヵ所のランチにつき年50件を目標とします。

(3) 総合相談支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介等を行います。また、専門的又は緊急の対応が必要である場合には個別の支援計画を策定し、市から示された「相談事例の終結条件」に沿って、適切に進捗管理を行うとともに、緊急時には担当者が不在であっても対応できるよう相談記録を速やかに作成し、体制を整えます。

また、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、その者が求めているニーズを受け止め、適切な支援に努めます。

さらに、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、センターのみでは支援・対応が困難な課題については、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎ、連携して課題解決に努めます。(*)

4 権利擁護業務

(1) 成年後見制度の活用促進

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケース

で、申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族があっても申し立てを行う意志がない場合には、市へ状況を報告し、申し立てにつなげます。

また、市や弘前圏域権利擁護支援センター、法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を実施します。（*）

（2）老人福祉施設等への措置の支援

虐待により、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合には、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めます。

（3）高齢者虐待への対応

地域住民や関係機関との一層の連携を図ることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）及び「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」等に基づき、速やかに適切な対応を行います。（*）

（4）困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し全体で対応します。

（5）消費者被害の防止

市の市民生活センター等と必要に応じて連携し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行うことで消費者被害の防止に努めます。（*）

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（1）包括的・継続的なケア体制の構築

包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の居宅介護支援事業所の把握に努め、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

さらに、地域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会や事例検討会、多様な関係機関との意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援します。（*）

（2）介護支援専門員のネットワークの活用と住民の意識の醸成

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

また、介護支援専門員が円滑に業務を遂行できるよう、地域住民に対して、介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行います。（＊）

（３）日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導やサービス担当者会議の開催を支援します。（＊）

（４）支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関との連携のもとに具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。（＊）

6 認知症総合支援に関する業務

（１）関係機関との連携

認知症高齢者やその家族を支えるために、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行います。また認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症高齢者や介護者・家族に相談先の情報提供を行います。（＊）

（２）認知症高齢者や家族への支援

認知症高齢者や家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援します。

（３）知識の普及

地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行います。

地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成します。

7 地域ケア会議推進に関する業務

（１）多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドライン」に沿って地域ケア会議を開催します。（＊）

（２）地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市や生活支援コーディネーターと課題の共有を図り、一層の連携に努めます。（＊）

令和3年度弘前市地域包括支援センター運営協議会 第1回保健部会報告

1 開催日 R3.11.25 (木) 保健部会の会長 梅村芳文氏、副会長 成田和博氏に決定。

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

国の情勢、事業概要等を説明し、地域の健康課題、R2、3年度の実施状況について情報提供し、意見交換を実施。

(1) 目的

複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下する「フレイル」状態になりやすい高齢者に対し、生活習慣病の発症・重症化予防、心身機能の低下の防止を図ることを目的とする。

(2) 弘前市の健康課題

社会保障費の安定のために～国保と後期高齢の医療と介護の状況から～ 資料4-2

(3) 取組状況

区分		R2年度	R3年度	
個 別 的 支 援 （ ハ イ リ ス ク ）	糖尿病性腎症 重症化予防	【対象】 H30、R1年度後期健診受診時75～79歳で、 HBA1c7.0%以上で未治療者 27人	【対象】 R2年度後期健診受診時75～79歳で、 HBA1c7.0%以上で未治療者 16人	
	【担当】 国保年金課	【内容】 保健師の訪問による受診勧奨、保健指導を全員に実施。必要に応じて介護福祉課へ情報提供等実施。		
高 血 圧 重 症 化 予 防	【対象】	R1,2年度後期健診受診時75歳で、Ⅱ度高血圧 (160/100)以上で未治療者(2年度11月受診 まで) 9人	【対象】 R2,3年度後期健診受診時75歳で、Ⅱ度高血圧以 上で未治療者(2年度12月～3月、3年度4月～11 月受診まで) 6人	
	【担当】 健康増進課	【内容】 保健師の訪問による受診勧奨、保健指導を全員に実施。		
通 い の 場 等 へ の 関 与 （ ポ ピ ュ レ ー シ ョ ン ）	<テーマ> 1 認知症予防 の食って何だ ろう？ 2 お薬の話	実施：12か所 113人	実施：19か所(今後R4.3月1か所予定) 195人	
		第1	幸の鳥の会 さくらカフェ サークル「みやかわ」	第1 さくらカフェ サークル「みやかわ」
		第2	西地区いきいきサロン 向日葵の家	第2 西地区いきいきサロン
		東部	城東団地健康講座 若がえろう会 癒の園城東 ニコニコサロン	東部 若がえろう会 癒の園城東 ニコニコサロン
		西部	駒越「よいしょの会」	北部 手づくりの会
		南部	相馬地区まるごと健康塾	【内容】 講師：薬剤師
		北部	手づくりの会	飲み薬、軟膏、目薬、湿布、ジェネリック、節 約バックの紹介、質疑応答
		※コロナ関係で5か所中止。		第1 幸の鳥の会 サロンつくし 静修健康づくりの会
		【担当】 R2年度 国保年金課 健康増進課	・認知障害は予防が可能になってきました 保健師 ・青森県がよく食べる野菜は、認知症予防に なる？ 管理栄養士 資料4-3	第2 まごころ会 じよっぱり弘前支部 向日葵の家
		R3年度 国保年金課 介護福祉課 健康増進課	*実施時間に合わせて運動を実施。	第3 ヘルシーエイジング 東部 城東団地健康講座 西部 昂月曜会 南部 小沢みのり会 ふれんず 桔梗野団地町会
		【内容】R2年度と同様		

弘前市の社会保障費の安定のために～国保と後期高齢の医療と介護の状況から～

資料4-2

①加入の状況

弘前市全人口：176,302人 高齢化率：29.4% (R2年度)

R2年度		国保		後期高齢者	
加入者	40,995人	27,503人		27,503人	
加入率	29.4%	15.6%		15.6%	
国	県	国：25.6%	県：30.2%	国：14.6%	県：16.3%
年齢構成 (人数)	39歳以下	8,609人	21.0%	0人	0%
	40～64歳	14,471人	35.3%	0人	0%
	65～74歳	17,915人	43.7%	1,100人	4.0%
	75歳以上	0	0%	26,403人	96.0%

②医療の状況

R2年度	国保	後期高齢者
医療費総額	134億	約1.6倍 → 209億
入院/外来	81億/53億	110億/99億

一人当たり医療費と生活習慣病保有割合 H30年度

	国保	後期高齢
一人当たり医療費(円)	34万5千	約2.4倍 → 83万7千
生活習慣病保有割合	39.5%	74.4%

介護保険事業年報・KDB様式3-1

③介護の状況

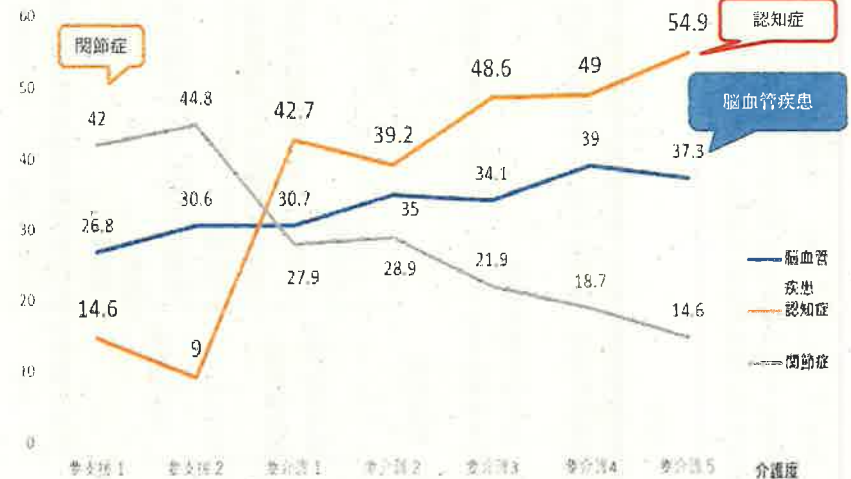
認定状況 (国保・後期)	年齢	2号		1号	
		40～64歳	65～74歳	75歳以上	75歳以上
被保険者数(人)		59,043	25,229	26,601	
認定者数(人)		250	1,215	9,169	
認定率(%)【国】		0.4【0.4】	4.8	34.5	
新規認定者数(人)		8	32	108	
新規認定率(%)		0.01	0.09	0.33	
有病状況 (%)	脳血管疾患	20.9%	18.7%	21.1%	
	心臓病	25.2%	35.7%	55.9%	
	糖尿病・糖尿病合併症	17.8%	24.4%	26.2%	
	精神疾患(認知症含む)	12.7%	22.5%	37.3%	
	筋・骨格	18.4%	28.7%	48.7%	

kDBデータ(要介護認定状況より)

内訳	医療費(円)		国保を1としたとき(倍)	医療費(円)		
	割合%	割合%		割合%	割合%	
(全)生活習慣病	71億	100%		92億	100%	
予防可能な疾患 重症化 軽症	糖尿病	8億5千	12	1.1倍	9億1千	9.9
	高血圧	5億8千	8.2	1.4倍	8億2千	8.9
	脂質異常症	2億6千	3.7	1倍	2億7千	2.9
	脳梗塞・脳出血	3億9千	5.5	5.3倍	20億8千	22.6
	虚血性心疾患	1億5千	2.1	1.6倍	2億4千	2.6
	慢性腎不全	6億	8.5	2.7倍	15億9千	17.3
	計	計 28億円		2倍	計 59.1億円	

KDBデータ(健診・医療・介護からみる地域の健康問題より)

●何が原因で介護になっているのか？



青森県がよく食べる野菜は、認知症予防になる？

資料4-3

アブラナ科の野菜に含まれるイソチオシアネート（ファイトケミカル）は解毒作用があり、認知症の原因となる **アミロイドβを解毒** してくれます。

食品名		家計調査 ランキング 順位	脳神経細胞を守る											
			たんぱく質を人間の細胞に変える 酸化から守る			細胞増殖 ・ 血栓予防	神経伝達 血栓予防	強力な抗酸化作用						
			粘膜保持	鉄吸収	情報伝達			ファイトケミカル						
						アミロイドβ を解毒する	血管壁を 柔軟に保ち、血流を 良くする	活性酸素 生成抑制	抗酸化作用	血管硬化 抑制	血管の 老化防止	眼精疲労 回復		
													イオウ化合物	
ビタミン A	ビタミン C	ビタミン E	葉酸	ビタミン B6	イソチオシ アネート	アリシン	ケルセチン	スルフォラファ ン	ポリフェ ノール	リコピン	ルテイン			
μg	mg	mg	μg	mg										
よく 食 べ る 野 菜	もやし	1位	0	11	0	42	0.06							
	ごぼう	1位	0	3	1.0	68	0.10				○			
	なす	3位	8	4	0	32	0.05							
	トマト	8位	45	15	1.0	22	0.08						○	
	ほうれん草	5位	350	35	2.0	210	0.14							○
ア ブ ラ ナ 科 の 野 菜	ブロッコリー	31位	67	120	2.0	210	0.27	○			○			○
	小松菜	他の葉茎菜 23位	260	39	1.0	110	0.12	○						
	菜の花		180	130	3.0	340	0.26	○						
	水菜		110	55	2.0	140	0.18	○						
	チンゲン菜		170	24	1.0	66	0.08	○						

食品ランキング：総務省統計局 家計調査より

令和2年度に把握した地域課題・取組方針

※第1回運営協議会(R3.10.28実施)にて配付した資料P104と同様

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言	レベルの地域課題と市での取り組み方
第一包括	①認知症を背景とした、近所トラブル・徘徊後行方不明・物とられによる公的機関への通報などが続出しているが、当事者が受診を拒否するケースが多く個別支援に苦慮している。 ②マンション入居者の高齢化に伴い、活動性が低下し閉じこもりがちになり住民同士のかかわりが希薄化している。 ③ペットの引き取り先がないために、入院・入所を拒否するケースがある。また、入所後の自宅に猫が繁殖し近所から苦情が出ている。 ④入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯での見取りが増えているが、生活スタイルや状態の変化を受け止めて対応することが難しく、支援者の強力なサポートが必要となっている。	①高齢者世帯が多く早期に認知症症状に気づくことができないため、早期相談に結び付かない。 ②マンション入居者が、孤立化し問題が顕在化しにくい状況がある。 ③地域や飼育主の飼育に関する知識不足がある。また、一時預かりや保護団体などの情報が不足している。 ④老々介護での見取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。	①コロナ禍でも対応できる認知症カフェの再開や、若い世代も含めた認知症サポーター養成講座やたぐいまりサポート訓練などを引き続き実施する。 ②居場所を増やすことで、問題を早期に把握し孤独感が解消され閉じこもり防止につなげることができるようになる。 ③「これからノート」のペット欄の活用を圏域介護支援専門員や包括職員で促し意識づけする。また、地域に対し行政と協力し広報活動を行う。 ④介護支援専門員が事業所を越えて相談しやすい環境づくりや、地域住民・医療・介護・保健・福祉の専門職等との連携を強化する。	①ペットの正しい飼育方法について広報や出前講座などで周知していただきたい。 →要望① ②ペットの一時預かりや保護団体の情報を集約し公開していただきたい。 →要望②	【市レベルの課題】 ①相談支援体制の強化 (R元年度からの継続課題) ②医療介護連携 (新規) ③多様な社会資源の開発 (R元年度からの継続課題) ④一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分 (H30年度、R元年度からの継続課題)
第二包括	・認知症による被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。また、外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。 ・介護者が高齢化しており、介護力は弱くなっている。また、介護の介入へ消極的な家族の例や介護者就労のため支援者不在の症例が増えている。 ・病識の欠如、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。	・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。 ・認知症に対する知識の普及を図る必要がある。 ・相談内容が複合的・多様化してきているため行政サイドとして内容に沿った振り分け機能の役割をもつ窓口が必要。 ・緊急時の支援体制を構築する必要がある。 ・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。	・地域住民の認知症に対する知識を深め対応力を向上させる必要がある。 ・複合化・多様化している相談に対して、地域の高齢者を支える支援者が相談できる機関を知る必要がある。 ・地域住民のフレイル予防への関心を高める。	・支援を拒否し相談窓口にもつながらない高齢の親に対し、虐待者となってしまっている引きこもりや精神疾患の子供をどうするのか、自治体レベルで検討が必要である。 →課題① ・重層的な課題を抱える家族等への総合的(複合的)な支援対応窓口の設置が必要。《(高齢・障害・児童)(ダブルケア・8050)》 →要望③	【市への要望】 ①ペットの正しい飼育方法についての周知 ②ペットの一時預かりや保護団体の情報の集約と周知 ③重層的支援体制整備事業の実施(属性を問わず相談を受け止める窓口の設置) ④認知症や介護に関する情報発信 ⑤冬期間の除雪や災害時等の避難支援について、地域住民による互助機能の推進に繋がるよう、人的資源や財源に関する公的補助事業の充実
第三包括	①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加(家族意識の変化、家族のパワレス等が要因) ③介護支援専門員と医療機関の間で退院後の支援の方向性に認識のズレがあり、連携がスムーズにとれない ④センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等) ⑤地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある	①ボランティア等の社会資源の把握が十分ではなく、活用が繋がっていないため、把握・活用できる情報の取得が必要である ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足、身寄りのない方への支援のスキルを身に付ける必要がある ③医療と介護連携の不足があるため、積極的な相談や密なコミュニケーションをとることができるよう機会や仕組みが必要である ④センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である ⑤センターの活動が地域住民に見えにくいいため、広報が必要である	①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。 ②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。 ③若い世代やボランティアが活躍できる地域作りを行う。	①医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくり →課題② ②認知症サポーターの活用 →課題③ ③身元保証人がいなくても入院入所ができる仕組みづくり →課題④ ④介護保険では対応できない社会資源の開発 →課題③	
東部包括	・家族、地域住民の認知症理解が不足している。 ・個別課題の多様化・複雑化から支援者の連携が不十分である。 ・緊急時(入院、契約、医療同意)に備えていない住人が多い。 ・薬の管理ができていない住人が多い。 ・効果的なセルフトレーニングが分からない住人が多い。	・認知症介護に対して介護者の負担や不安、孤立などの問題がある。 ・認知症と認知症の支援について知らない住人が多い。 ・独居や家族がいないなどの支援が困難となりやすいケースにおいて、支援者が行き詰まりや限界を感じやすいという問題がある。 ・専門職への相談や助言が得られがたく効果的な支援につなげにくい。	・住民に対し認知症理解促進や社会資源の啓発が必要である。 ・地域包括支援センターが、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。 ・関係機関とのネットワークを活用して、座談会や研修会を開催する。認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)の参加者を増やす。 ・認知症サポーター養成講座の開催団体を増やす。 ・医療と福祉の連携強化が必要である。 ・住民と専門職の座談会の参加者を増やす。 ・成年後見制度(後見人の役割と申立て前後の連携)の研修を開催する。		
西部包括	1) 一切かかわりたくないと言われ拒否される事例が発生している。 2) 急に食べなくなった、寝て起きられなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等重度化してからの相談が増えている。認知症高齢者の一人歩き事例が発生した。 3) 圏域介護支援専門員から、事例が少ない病状や制度について理解不足の為、医療とどうかわかっていかわからない、また、訪問看護を上手く活用できていないという意見が聞かれた。 4) 民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 5) パンフレットが少しずつ活用されてきている。 6) 感染症の影響で、集まって行う事業や会議の多くが開催できない状態となった。 7) 介護に理解の無い家族がいると、特定の人に介護が集中している。	1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。 2) 認知症、病状についての理解が乏しく、早期の相談に結び付かない。センター事業周知不足。 3) 圏域居宅介護支援事業所と医療や訪問看護との連携が弱い。 4) 民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。 6) 会議や事業の開催可否がコロナ禍に左右されてしまう。 7) 特定の人に介護が集中すると、介護負担に繋がる。	2) 認知症サポーター養成講座・たぐいまりサポートを積極的に周知していく。(学校関係、企業、町内会等) 3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4) 民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。 5) 地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置) 6) 会議や事業実施の方法として、感染症対策はもちろん、新しい会議形式の環境構築も含め、参加しやすい環境を整備する。 7) くれあい介護者教室等で介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。	1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明な人の施設入所受入、入院の契約、必要物品の準備等支援困難なケースのサポート体制(支援方法)を構築する必要がある。 →課題④	
南部包括	①民生委員や薬剤師より、認知症の人が増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないので困っているという意見がある。 ②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がいない。家族関係が希薄で急変時や入院時に連絡先がわからないので関係機関からの相談が多い。	①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。 ②キーパーソン不在の高齢者が適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。	①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるようになる。 ②包括と民生委員が協力して、高齢者の見守りや実態把握を行い、困りごとを把握し支援できるようにする。	・広報や水道料金支払い用紙の裏などに、認知症や介護に関する情報などを掲載し高齢者等が理解できるようにする。 →要望④ ・地域で活動できる人材(住民ボランティア等)の発掘や育成を行い、地域住民による見守りネットワークの体制を充実させる。 →課題③	
北部包括	①両親が高齢となり、障がいを持つ子の引きこもりなどの家庭内での問題が表出するケースが増えている。 ②郊外過疎地域であり、生活、福祉、医療、交通などの社会資源に乏しい地域である。 ③家族や親類、近隣住民との交流がほとんどない独居高齢者も多く、地域における互助機能が弱体化している。 ④圏域に暮らす地域住民に困りごとがあった際の相談先(地域包括支援センターなど)についての情報が周知されていない。	・家族や地域住民間の互助が上手く機能していない。 ・冬期間の除雪の問題。 ・災害時等の避難支援の問題。	・地域関係者(民生委員、町会長など)との連携強化。 ・相談窓口である地域包括支援センターの地域住民への周知を進める。 ・介護や認知症に関する地域住民への理解や啓発を積極的に推進する。	・冬期間の除雪や災害時等の避難支援について、地域住民による互助機能の推進に繋がるよう、人的資源や財源に関する公的補助事業の充実等も含めた検証及び検討を提言したい。 →要望⑤	

令和2年度に把握した地域課題に対する市の取組状況

※第1回運営協議会(R3.10.28実施)にて配付した資料P105と同様

地域課題・要望	担当課	取組状況		
		現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの	
市課題① 相談支援体制の強化 (令和元年度からの継続課題)	福祉総務課 総務係	社会福祉法の改正により、市町村において多機関の協働による包括的支援体制の構築が求められています。 この体制は、いわゆる断らない相談窓口の構築であり、複合化・複雑化した課題に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、チームとして行う包括的・総合的な相談体制です。 市では、引き続き国の動向や先行自治体の状況を情報収集するとともに、県のアドバイザー派遣事業を活用して勉強会等を実施し、早期事業化へ向け検討を進めてまいります。	左記の取り組みを踏まえ、相談機能を有する関係課と連携を図りながら、事業実施に向けより具体的な検討を進めることとしています。	
	障がい福祉課 障がい者医療・給付係	・個別訪問の実施(相談支援事業所に同行依頼) ・健康増進課、保健所での相談受付 ※アウトリーチにおける受診支援は、家族からの依頼がなければ、健康増進課及び保健所共にできない。 ・高齢者虐待ケースの場合は、虐待している養護者に精神疾患が疑われる場合、情報提供しています。	高齢者虐待のケースについては、必要に応じて訪問時同行しています。	
	生活福祉課 就労自立支援室	○訪問相談推進事業 アウトリーチ支援員が多様な相談にきめ細かく応じ、ひきこもりの状態にある本人の自立に向けた支援を実施しています。 ※制度上、生活保護世帯に係る支援は対応不可となっております。	必要に応じて各種機関等への同行支援を行っています。また、自立相談支援事業、就労準備支援事業等を活用し、自立につなげていきます。	
	生活福祉課	生活保護世帯には、担当ケースワーカーによる訪問や関係機関と連携しながら様々な支援を行っています。		
	介護福祉課 高齢福祉係	直接関係するものではないですが、単身高齢者や家庭環境に問題を抱えて生活が困難な高齢者等に対して、生活状況の改善や新たな住居の確保のために、養護老人ホームや在宅高齢者短期入所事業の紹介を行っています。	入所施設の選択肢を増やすためにも、弘前市外の養護老人ホームも紹介していきたいと考えております。	
	介護福祉課 自立・包括支援係	困難事業や高齢者虐待事案については、地域包括支援センターと情報を共有し対応を検討したり、関係機関(担当部署)を紹介するなど、地域包括支援センターの後方支援をおこなっています。		
市課題② 医療介護連携 (新規)	医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくり	介護福祉課 自立・包括支援係	医療介護連携については、連携のためのツールである「病院とケアマネジャーの入退院調整ルール」を運用し連携を図っています。その活用状況については、モニタリング調査を行い、結果を関係者間で共有しています。	医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくりに向け、相互の窓口の明確化、相互に相談しやすい関係づくり、求められる役割の共有等についての意見交換や研修の機会をもてるようにしていきます。
市課題③ 多様な社会資源の開発 (令和元年度からの継続課題)	認知症サポーターの活用	介護福祉課 自立・包括支援係	認知症地域支援推進員とともに、「チームオレンジ(※)」の立ち上げに向けて、好事例の情報共有やあり方の検討をおこなっています。 (※)認知症の人やその家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。認知症施策推進大綱により、令和7年までに全市町村での整備が目標とされている。	
	介護保険では対応できない社会資源の開発(買い物、移動、ゴミ出し)	商工労政課 商業振興係	・現在、買い物弱者対策としての取組みは実施しておりません。 ・セブンイレブンが市内で移動販売車を2台稼働中とのこと。 ・県(商工政策課)が今年度、買い物弱者支援の担い手確保、高齢化社会に対応した地域の買物利便性の向上、商店街の活性化を図るため、「商店街買物サービス事業」に対する補助を実施しています。	過去に買い物弱者を顧客とするモデル事業に対する補助事業を実施してきましたが、有効なモデルの構築には至らず、事業を廃止した経緯があるため、取組みは予定していません。
		地域交通課 交通政策係	当課では70才以上の高齢者500名を対象とした「お出かけシニアバス」の事業を行っており、市内を走る路線バスや弘前鉄道大鰐線、乗合タクシーへの運賃を軽減する取り組みを行っています。 乗合タクシーが走る地区は、バス路線が廃止された地区も含まれており、高齢者にとって重要な移動手段となっております。当課では「お出かけシニアバス」の効果により、高齢者の方が乗合タクシーを利用しやすいものになっていると考えております。	市と交通事業者が連携し、利便性がさらに向上するようバス路線の見直しや駅や病院などの主要施設へのアクセス向上等に取り組んでいきたいと考えています。 また、高齢者の運転免許証自主返納による移動を支援するため、「お出かけシニアバス」の定員の利用拡充について交通事業者と検討していきたいと考えております。
		環境課 廃棄物政策係	高齢であることや障がいにより、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯を対象に自宅前までごみ収集に伺う、「弘前市ごみ出しサポート事業」を実施しています。 本事業の利用に際して、介護保険サービスの利用を開始したり、利用の拡充を図ったりと、必要なサービスを受けるきっかけにもなっています。	
		介護福祉課 自立・包括支援係	令和3年度より地域型ヘルパーサービス事業を開始しました。補助金を制し、住民主体型のサービスとして生活支援、移動支援を提供する団体を募集中です。登録団体によって介護保険外サービスを提供可能とし、65歳以上の高齢者であれば誰でも利用できます。	
		介護福祉課 介護事業係	介護事業係が所管している「福祉有償運送」は、NPO法人等が主体となり、単独で公共交通機関を利用できない身体障がい者等を対象に、ドアtoドアの個別輸送を行うものです。利用者が限られており、また、本事業の対価は近隣のタクシー運賃の1/2を目安とされていることから、新規事業参入を図る事業者はなかなかいない状況であります。	
	市民協働課 地域コミュニティ振興室	町会役員や活動者といった担い手不足を解決するため、平成29年度から町会関係者を集めて意見交換を行う町会担い手育成塾を実施しています。 令和2年度からは、参加者からの意見をふまえ、町会の実情に合わせた取組として小比内町会をモデルケースとして、若い世代が中心となった新しい活動を実施することで、町会役員と若い世代が連携して活動ができる体制の構築を目指すプロジェクトを実施しています。 令和2年度は、住民ワークショップにより「子どもねぶた運行」と「子ども会活動」を実施することが決定しました。令和3年度は、若い世代を中心にスタッフチームを結成しワークショップを重ね、8月に「子どもねぶた運行」を実現しています。	小比内町会で取り組む予定のもう一つの活動である「子ども会活動」の実現に向けて、ワークショップを実施する予定です。 小比内町会での成果については、全町会の関係者を対象にした報告会の開催を予定しています。	
介護福祉課 高齢福祉係	高齢者等の見守りを目的とした「安心安全見守りネットワーク事業」の実施により、地域における「見守り」が意識付けられることで、地域住民同士の共助・互助における「助け合い」の機能が上がり、独居高齢者の孤立死を未然に防ぐことにも繋がります。	新たな取り組みはありませんが、「安心安全見守りネットワーク事業」を継続することで、地域における「助け合い」の機能を強化し、孤立死の件数減少を目指します。		
生活福祉課	借家等に居住していた生活保護受給者が、入所等により家財等の処分が必要な場合は家財処分料の支給が可能です。 ※制度上、持ち家については家財処分料の支給ができません。			
市課題④ 一人暮らしや身元保証人等がいない高齢者への支援体制が不十分 (平成30年度からの継続課題)	福祉総務課 総務係	令和2年4月から、弘前圏域8市町村による「弘前圏域権利擁護支援センター」の共同運営を開始し、成年後見制度を含めた権利擁護に関する体制を強化しました。 その一環として市民後見人を隔年で養成することとし、初年度にあたる令和2年度には30人が養成講座を修了しております。 成年後見制度利用にあたって、身寄りがない等の理由により申立てする方がいない場合は、首長が申し立てを行う「市長申立」により対応をしています。市長申立にあたっては、本人の状況を的確に把握する必要があり、親族調査等を行うため、成年後見人等が決まるまでには標準的に数か月を要します。 日常生活支援事業は、社会福祉協議会で実施しているもので、判断能力が残存している方を対象としており、調査等により一定の期間を要します。	今後も市民後見人の養成を行い、制度とそれを支える人材の育成に努めていきます。	
	生活福祉課	生活保護世帯には、担当CWが扶養義務者や関係機関に協力を求め、互いに連携しながら支援を行っています(市社協の日常生活自立支援や成年後見制度の利用等)。		
	介護福祉課 高齢福祉係	身元保証人等がいない高齢者に対して、身元保証人等がなくても入所可能な養護老人ホームを紹介を行っています。 また、入所施設や居室の確保に向けて、令和2年9月に青森県老人福祉協会中支会へ要請しました。今後も協会会員施設に働きかけをしていきます。 金銭管理を一人でやるのが困難な高齢者に対しては、社協の金銭管理事業や成年後見・任意後見制度の紹介をしています。	現在行っている取り組みを、引き続き継続していきます。	